

大垣市地域防災計画
(原子力災害対策計画)

令和 7 年 7 月

大垣市防災会議

目次

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的	1
(各部)	
第2節 計画の性格	2
(各部)	
第3節 計画の周知徹底	3
(各部)	
第4節 計画の修正に際し遵守すべき指針	4
(各部)	
第5節 計画の基礎とするべき災害の想定	5
(各部)	
第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	15
(各部)	
第2章 原子力災害事前対策	21
第1節 原子力事業者の防災業務計画の協議等	21
(危機管理部)	
第2節 報告の徴収、立ち入り検査	22
(危機管理部)	
第3節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携	23
(危機管理部)	
第4節 情報の収集、連絡体制等の整備	24
(危機管理部)	
第5節 通信手段の確保	27
(危機管理部)	
第6節 組織体制等の整備	28
(危機管理部)	

第7節	長期化に備えた動員体制の整備	30
	(危機管理部)	
第8節	広域防災体制の整備	31
	(危機管理部)	
第9節	緊急時モニタリング体制の整備	33
	(危機管理部)	
第10節	屋内退避、避難等活動体制の整備	35
	(市民活動部、危機管理部、健康福祉部、こども未来部、教育委員会部、 大垣消防組合部、養老町消防部)	
第11節	学校、医療機関等における対応	39
	(健康福祉部、こども未来部、市民病院部、教育委員会部)	
第12節	原子力災害医療活動体制の整備	40
	(健康福祉部、市民病院部)	
第13節	飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制の整備	42
	(危機管理部、経済部)	
第14節	緊急輸送活動体制の整備	43
	(危機管理部、建設部)	
第15節	防災業務関係者の安全確保に必要な資機材等の整備	44
	(危機管理部)	
第16節	市民等への情報提供体制の整備	45
	(企画部、危機管理部)	
第17節	行政機関、学校等における業務継続計画の策定	46
	(各部)	
第18節	原子力防災に関する市民等に対する知識の普及啓発	47
	(危機管理部)	
第19節	防災訓練の実施	48
	(危機管理部)	
第20節	防災業務関係者の人材育成	49
	(危機管理部)	
第21節	近県事業所に係る原子力災害事前対策	50
	(危機管理部)	
第22節	市内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する防災体制の整備	51
	(危機管理部、大垣消防組合部、養老町消防部)	

第3章 緊急事態応急対策	53
第1節 通報連絡、情報収集活動	53
(危機管理部)	
第2節 活動体制の確立	58
(危機管理部)	
第3節 防災業務関係者の安全確保	62
(危機管理部)	
第4節 緊急時モニタリング活動	64
(危機管理部)	
第5節 屋内退避、避難等の防護活動	67
(市民活動部、危機管理部、健康福祉部、こども未来部、建設部、 教育委員会部、大垣消防組合部、養老町消防部)	
第6節 要配慮者への配慮	74
(市民活動部、危機管理部、健康福祉部、こども未来部)	
第7節 原子力災害医療活動	75
(健康福祉部、市民病院部)	
第8節 飲食物の摂取制限及び出荷制限並びに飲食物の供給・分配	78
(危機管理部、経済部)	
第9節 緊急輸送活動	80
(危機管理部、建設部)	
第10節 市民等への的確な情報提供活動	83
(企画部、危機管理部)	
第11節 犯罪の予防等社会秩序の維持	86
(危機管理部)	
第12節 文教対策	87
(こども未来部、教育委員会部)	
第13節 近県事業所に係る緊急事態応急対策	88
(危機管理部)	
第14節 市内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する応急対策	91
(危機管理部、大垣消防組合部、養老町消防部)	

第4章	原子力災害中長期対策	92
第1節	緊急事態宣言解除後の対応 (危機管理部)	92
第2節	環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表 (危機管理部)	93
第3節	原子力災害中長期対策実施区域の設定 (危機管理部)	94
第4節	各種制限措置等の解除 (危機管理部)	95
第5節	放射性物質による環境汚染への対処 (危機管理部、経済部、建設部)	96
第6節	被災地域市民等に係る記録の作成 (危機管理部、経済部、教育委員会部)	97
第7節	被災者の生活再建等の支援 (危機管理部、健康福祉部、都市計画部)	98
第8節	風評被害等の影響の軽減 (危機管理部、経済部)	99
第9節	被災中小企業等に対する支援 (経済部)	100
第10節	心身の健康相談体制の整備 (健康福祉部)	101
第11節	物価の監視 (経済部)	102
第12節	復旧・復興事業からの暴力団排除 (危機管理部)	103
第13節	近県事業所に係る原子力災害中長期対策 (危機管理部)	104

第 5 章	複合災害対策	105
第 1 節	基本方針	105
	(各部)	
第 2 節	災害事前対策	106
	(各部)	
第 3 節	災害応急対策	108
	(各部)	

第1章 総 則

第1節 計画の目的

大垣市地域防災計画【原子力災害対策計画】（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（原子炉運転、使用済み核燃料貯蔵、核燃料物質等の事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 大垣市における原子力災害対策の基本となる計画

本市は、最寄りの原子力事業所から最短距離で約60kmの位置にあり、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針（平成24年10月31日策定。令和4年7月6日最終改正。以下「指針」という。）において、緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action Zone）の区域外であるが、本市周辺の原子力事業所において原子力災害が発生した場合には、その直接的な影響が本市に及ぶことも想定し、計画を定める。

また、本計画は、大垣市における原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画（原子力災害対策編）及び岐阜県地域防災計画（原子力災害対策計画）（以下「県計画」という。）に基づいて策定したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が策定する防災業務計画に抵触することがないように、緊密に連携を図ったうえで策定されたものである。

市等関係機関は、想定される事態に対応できるよう対策を講じ、不測の事態が発生した場合においても、迅速に対処できるよう柔軟な体制を整備する。

2 大垣市地域防災計画における他の災害対策計画との整合性

本計画は、大垣市地域防災計画（以下「市計画」という。）の原子力災害対策計画として定めるものであり、本計画に定めのない事項については、市計画の一般対策計画及び地震対策計画による。

3 岐阜県地域防災計画との関係

大垣市防災会議が原子力災害対策についての市計画を修正するにあたっては、県計画を基本とするものとし、県計画との整合を図るとともに、必要な事項については、市において具体的な計画を定めておく。

なお、県は、原子力災害対策に係る市計画の修正に協力する。

4 計画の修正

本計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、国の防災基本計画の見直し等により修正の必要があると認める場合には、これを変更する。

第3節 計画の周知徹底

本計画は、県、関係行政機関、関係公共機関及びその他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては、市民への周知を図る。

また、各関係機関においては、本計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を策定し、万全を期す。

第4節 計画の修正に際し遵守すべき指針

本計画の修正に際しては、国が定める指針を遵守するものとする。

第5節 計画の基礎とすべき災害の想定

本市は、最寄りの原子力事業所から最短距離で約60kmに位置しているが、本市周辺の原子力事業所において原子力災害が発生した場合、その直接的な影響が本市に及ぶことを前提として、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、対象とする原子力事業所及び予測される影響を以下のとおりとし、市として必要な対策を進める。

1 大垣市周辺の原子力事業所

(1) 本計画で対象とする原子力事業所

原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）第2条の2の規定により、岐阜県が関係周辺都道府県として定められている以下の原子力事業所とする。

次章以降において、原子力事業所又は原子力事業者とあるのは、それぞれ以下に記載する発電所又は事業者を指す。

区分	内容	
事業者名	日本原子力発電株式会社	
発電所名	敦賀発電所	
所在地	福井県敦賀市明神町	
距離	大垣市上石津町牧田から約60km	
号機	1号機	2号機
電気出力	35.7万kW	116.0万kW
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	107.0万kW	342.3万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S45.3.14（運転終了 H27.4.27）	S62.2.17

区分	内容		
事業者名	関西電力株式会社		
発電所名	美浜発電所		
所在地	福井県三方郡美浜町丹生		
距離	大垣市上石津町西山から約60km		
号機	1号機	2号機	3号機
電気出力	34.0万kW	50.0万kW	82.6万kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	103.1万kW	145.6万kW	244.0万Kw
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S45. 11. 28 (運転終了 H27. 4. 27)	S47. 7. 2 (運転終了 H27. 4. 27)	S51. 12. 1

事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構		
発電所名	高速増殖原型炉もんじゅ		
所在地	福井県敦賀市白木		
距離	大垣市上石津町西山から約61km		
号機	—		
電気出力	28.0万kW		
原子炉型式	高速増殖炉		
熱出力	71.4万kW		
燃料種類	プルトニウム・ウラン混合酸化物、劣化ウラン		
運転開始	(廃止決定 H28. 12. 21)		

(2) 近県に所在する原子力事業所

前記(1)以外に、近県（福井県、石川県及び静岡県）には、以下に記載する5原子力事業所（以下「近県事業所」という。）が所在している。

県は、これら近県事業所を運営する原子力事業者との間で取り交わした交換文書「原子力事業所の安全の確保及び異常時の通報並びに平常時の情報交換について」（以下「近県事業者との交換文書」という。）に基づく通報・連絡並びに情報交換体制を確立している。

区分	内容
事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
発電所名	原子炉廃止措置研究開発センター（通称「ふげん」）
所在地	福井県敦賀市明神町
距離	大垣市上石津町牧田から約61km
号機	—
電気出力	16.5万kW
原子炉型式	新型転換炉
熱出力	55.7万kW
燃料種類	二酸化ウラン燃料、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料
運転開始	S54.3.20（運転終了 H15.3.29）

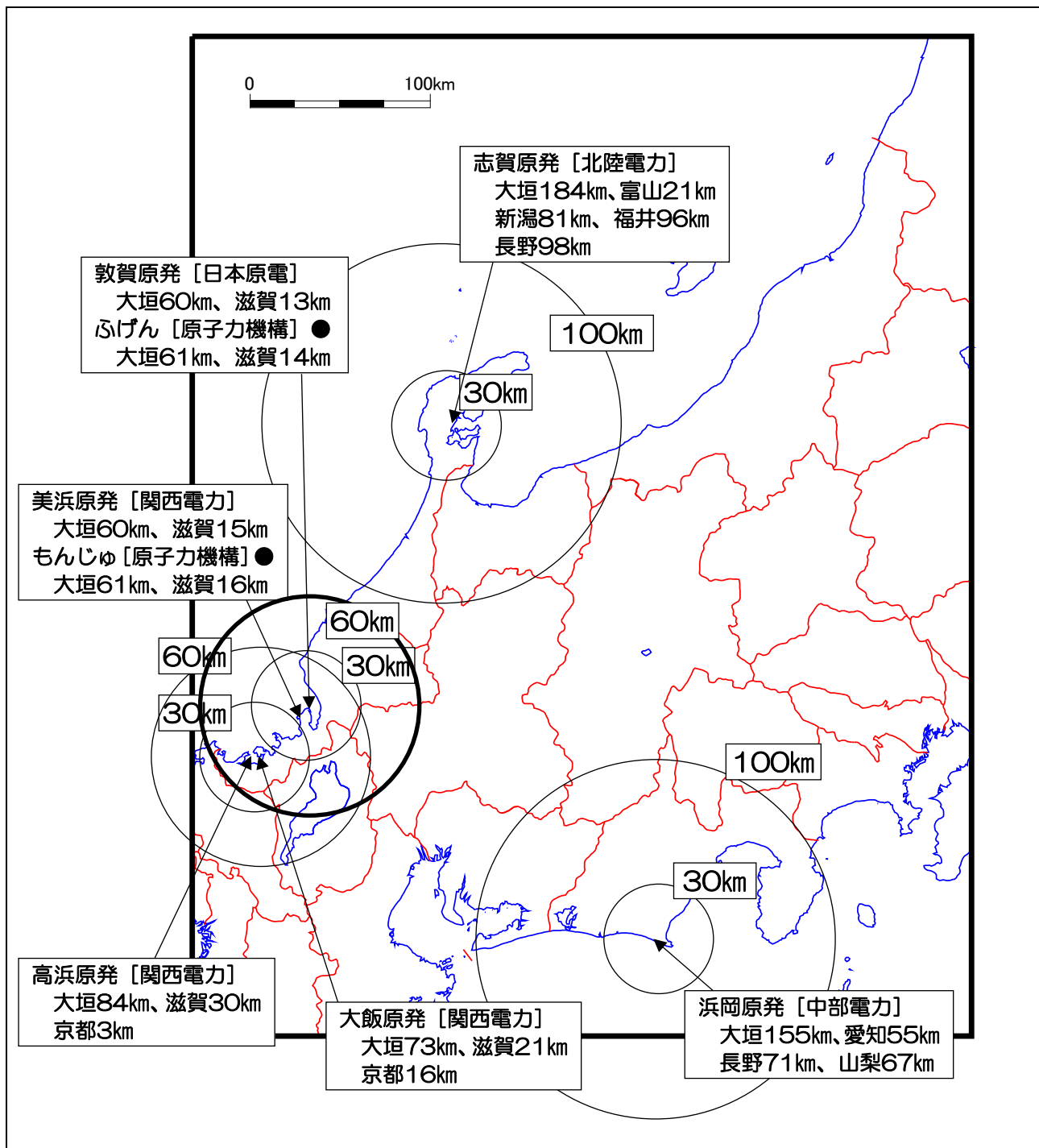
事業者名	関西電力株式会社			
発電所名	大飯発電所			
所在地	福井県大飯郡おおい町大島			
距離	大垣市上石津町西山から約73km			
号機	1号機	2号機	3号機	4号機
電気出力	117.5万kW	117.5万kW	118.0万kW	118.0万kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	342.3万kW	342.3万kW	342.3万kW	342.3万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S54.3.27 （運転終了 H30.3.1）	S54.12.5 （運転終了 H30.3.1）	H3.12.18	H5.2.2

区分	内容			
事業者名	関西電力株式会社			
発電所名	高浜原子力発電所			
所在地	福井県大飯郡高浜町田ノ浦			
距離	大垣市上石津町西山から約84km			
号機	1号機	2号機	3号機	4号機
電気出力	82.6万kW	82.6万kW	87.0万kW	87.0万kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	244.0万kW	244.0万kW	266.0万kW	266.0万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S49.11.14	S50.11.14	S60.1.17	S60.6.5

事業者名	北陸電力株式会社	
発電所名	志賀原子力発電所	
所在地	石川県羽咋郡志賀町赤住	
距離	大垣市青墓町から約184km	
号機	1号機	2号機
電気出力	54万kW	120.6万kW
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	改良型沸騰水型軽水炉
熱出力	159.3万kW	392.6万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	H5.7.30	H18.3.15

区分	内容				
事業者名	中部電力株式会社				
発電所名	浜岡原子力発電所				
所在地	静岡県御前崎市佐倉				
距離	大垣市墨俣町下宿から約155km				
号機	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機
電気出力	54万kW	84万kW	110万kW	113.7万kW	138万kW
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	改良型沸騰水型軽水炉
熱出力	159.3万kW	243.6万kW	329.3万kW	329.3万kW	392.6万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S51.3.17 (運転終了 H21.1.30)	S53.11.29 (運転終了 H21.1.30)	S62.8.28	H5.9.3	H17.1.18

〔大垣市周辺の原子力事業所位置図〕



2 計画の基礎とすべき災害の想定

(1) 原子炉施設

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。

その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。

これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。

また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。

さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。

また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。

従って、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

(2) 輸送中の事故

旧原子力安全委員会の防災指針付属資料「核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について」では、想定事象に対する評価結果として、「原災法の原子力緊急事態に至る可能性は極めて低く、仮に緊急事態に至った場合においても事故の際に対応すべき範囲は、一般に公衆被ばくの観点から半径15m程度」とされており、これを基本として、対策を講じる必要がある。

3 予測される影響

広範囲に放射性物質が拡散するような事故を想定し、最寄りの原子力事業所（敦賀発電所）の位置において東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同様の放射性物質の放出があった場合、風向き、風速、降雨等の気象条件が重なれば、県が実施した放射性物質拡散シミュレーション結果（平成24年9月公表。同年11月追補版公表。以下「シミュレーション結果」という。）により示される影響の可能性のあることを踏まえ、必要な対策を進める。

※ 放射性物質拡散シミュレーション

平成22年度の気象観測データを用いて、岐阜県で各季節の最大線量となるケース及び最も影響が広がるケース等28ケースについてシミュレーションを実施

4 計画が対象とする市町村の範囲

原子力災害対策を重点的に充実すべき地域（原子力災害対策重点地域）については、指針を踏まえ、下記(1)のとおりとする。

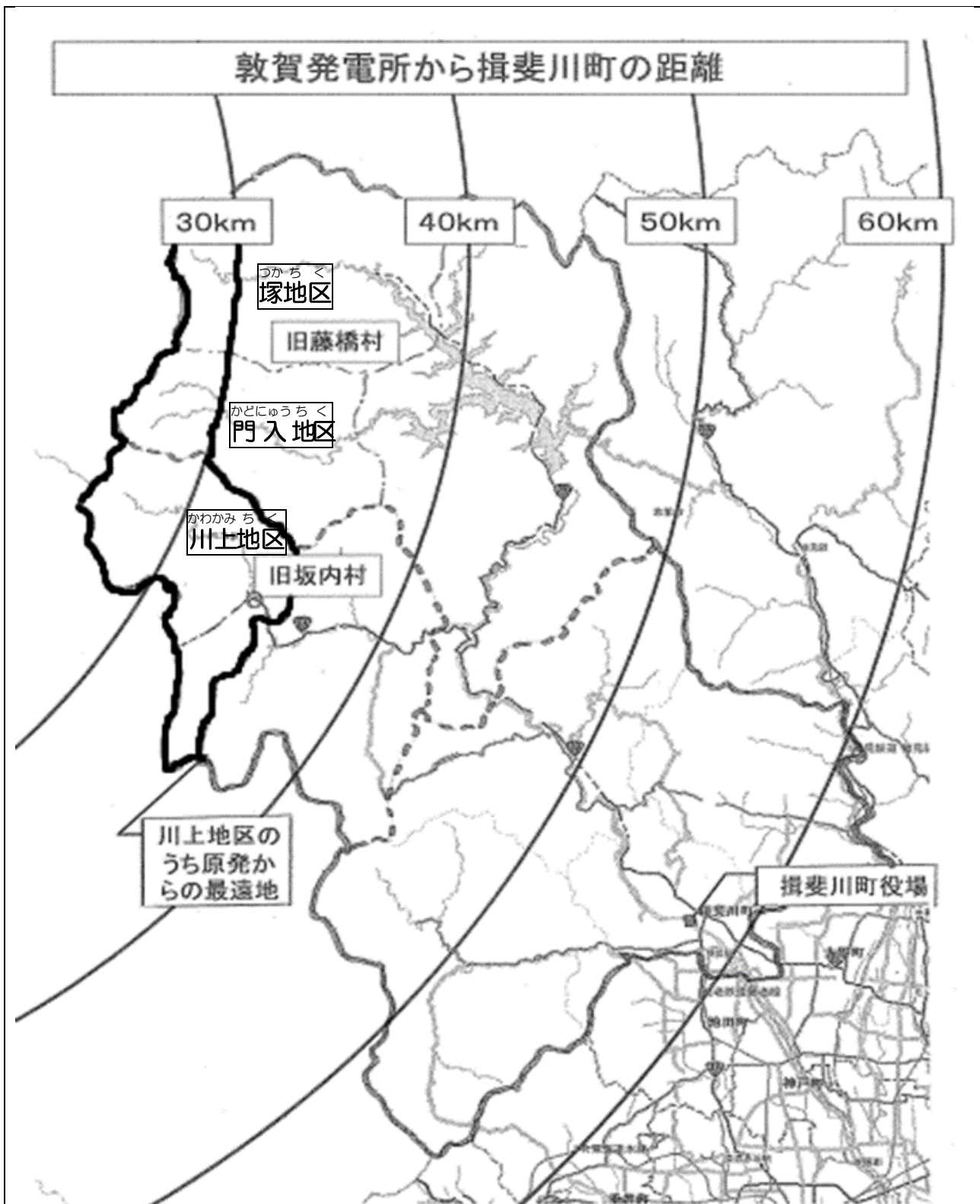
また、これに準じて原子力災害対策を強化する地域（原子力災害対策強化地域。以下「対策強化地域」という。）は、県が実施したシミュレーション結果を踏まえ、下記(2)のとおりとする。

(1) 原子力災害対策重点地域

指針が示す目安距離である「原子力施設からおおむね半径30km」、及び行政区画、その他の自然・社会的周辺状況等を踏まえ、UPZを以下のとおりとする。

市町村名	地区名
揖斐川町	・坂内川上地区 ・藤橋地域の門入地区・塚地区のうち、原子力施設から30km圏内の地域

〔緊急防護措置を準備する区域（UPZ）〕



※ 太枠内がUPZ

(2) 原子力災害対策強化地域

シミュレーション結果を踏まえ、以下のとおりとする。

区分	① 甲状腺等価線量が週50ミリシーベルト以上となる可能性が示された地域	② 実効線量が年間100ミリシーベルト以上となる可能性が示された地域	③ 実効線量が年間20ミリシーベルト以上となる可能性が示された地域
岐阜圏域	—	—	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町
西濃圏域	大垣市(旧上石津町)、垂井町、関ヶ原町、揖斐川町(旧春日村及び旧坂内村)、池田町	大垣市(旧大垣市)、関ヶ原町、揖斐川町(旧藤橋村及び旧坂内村)	大垣市、海津市(旧平田町)、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町
中濃圏域	—	—	関市(旧板取村)、可児市(旧可児市)、郡上市(旧八幡町、旧大和町、旧美並村、旧明宝村及び旧和良村)
東濃圏域	—	—	多治見市(旧多治見市)
飛騨圏域	—	—	下呂市(旧金山町及び旧馬瀬村)

ただし、放射性物質の拡散は、原子力災害発生時の気象条件や地形の影響を受けることから、原子力災害対策の実施に当たっては、空間放射線量の実測値等を踏まえ、上記(1)、(2)以外の市町村においても、柔軟に対応する。

第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、市計画（一般対策計画）「第1章 第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に、以下のとおりとする。

1 市

- (1) 大垣市防災会議に関する事務
- (2) 原子力防災に関する広報、教育及び訓練
- (3) 通信連絡設備の整備
- (4) 防護資機材（避難誘導等に必要な資機材）の整備
- (5) 防護対策資料の整備
- (6) 災害対策本部等の設置、運営
- (7) 災害状況の把握及び通報連絡
- (8) 緊急時モニタリングへの協力
- (9) 市民の避難、屋内退避及び立入制限
- (10) 飲食物の摂取制限及び出荷制限
- (11) 避難者等に対する避難退域時検査、安定ヨウ素剤の配布等の原子力災害医療活動への協力
- (12) 緊急輸送、必需物資の調達
- (13) 放射性物質による汚染の除去への協力
- (14) 県が行う原子力防災施策への協力
- (15) 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置

2 県

- (1) 岐阜県防災会議に関する事務
- (2) 原子力防災に関する広報、教育及び訓練
- (3) 通信連絡設備の整備
- (4) モニタリング設備、機器の整備
- (5) 防護資機材（医療活動用資機材を含む。）の整備
- (6) 防護対策資料の整備
- (7) 災害対策本部等の設置、運営

- (8) 災害状況の把握及び通報連絡
- (9) 緊急時モニタリング
- (10) 住民の避難（広域調整）及び立入制限
- (11) 飲食物の摂取制限及び出荷制限
- (12) 避難者等に対する避難退域時検査、安定ヨウ素剤の配布等の原子力災害医療活動
- (13) 緊急輸送、必需物資の調達
- (14) 放射性物質による汚染の除去
- (15) 市が処置する事務及び事業の指導、指示、あっせん等
- (16) 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置

3 指定地方行政機関

(1) 中部管区警察局

- ① 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整
- ② 他管区警察局及び管区内防災機関との連携
- ③ 管区内各県警察の相互援助の調整
- ④ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制
- ⑤ 情報の収集及び連絡

(2) 東海北陸厚生局

- ① 原子力災害時の緊急医療措置の連絡調整

(3) 東海農政局

- ① 農産物、農地の汚染対策に関する情報提供

(4) 中部森林管理局

- ① 林産物及び林野の汚染対策に関する情報提供

(5) 中部運輸局

- ① 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導、監督
- ② 自動車道の通行の確保に必要な指導、監督
- ③ 自動車の調達のあるせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導
- ④ 関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用し得る車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備
- ⑤ 特に必要があると認めるときの自動車運送事業者に対する輸送命令を発する措置

(6) 気象庁（岐阜地方気象台）

- ① 気象情報の把握、解析及び伝達（緊急時モニタリングへの支援）

(7) 東海総合通信局

- ① 原子力災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
- ② 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与

(8) 岐阜労働局

- ① 労働者の被ばく管理の監督、指導

(9) 国土交通省（中部地方整備局）

- ① 防災関係機関との連携による応急対策の実施

4 自 衛 隊

- (1) 原子力災害における応急支援活動
- (2) 緊急時モニタリングの支援
- (3) 人、物資等の緊急輸送支援

5 指定公共機関

(1) 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

① 原子力災害時における緊急通話の確保

(2) 日本赤十字社

① 緊急医療措置の実施

② 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整

③ 義援金の募集配分

(3) 東海旅客鉄道株式会社

① 原子力災害時における鉄道輸送の確保

(4) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

① 原子力災害時の緊急輸送の確保

(5) 中日本高速道路株式会社

① 原子力災害時の緊急輸送の確保

(6) 日本放送協会

① 市民に対する原子力防災知識の普及

② 原子力災害時の情報、応急対策等の周知徹底

(7) 日本郵便株式会社

① 原子力災害時における郵便の運送、集配の確保及び郵便局の窓口業務の維持

(8) 独立行政法人国立病院機構

- ① 原子力災害時における国立病院機構の病院による医療救護班の編成及び派遣
- ② 国立病院機構の病院による可能な範囲における被災傷病者の収容治療
- ③ 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所による医療救護班の活動支援

6 指定地方公共機関

(1) 鉄道事業者（養老鉄道株式会社等）

- ① 原子力災害時における応急輸送確保

(2) 一般社団法人岐阜県トラック協会

- ① 原子力災害対策人員、輸送の確保

(3) 中部日本放送株式会社、名古屋テレビ放送株式会社、東海テレビ放送株式会社、東海ラジオ放送株式会社、株式会社岐阜放送、中京テレビ放送株式会社、テレビ愛知株式会社、株式会社岐阜新聞社、株式会社中日新聞社、株式会社毎日新聞社、株式会社朝日新聞社、株式会社読売新聞社、株式会社日本経済新聞社、株式会社中部経済新聞社、株式会社産業経済新聞社、株式会社時事通信社、一般社団法人共同通信社、株式会社日刊工業新聞社

- ① 市民に対する原子力防災知識の普及
- ② 原子力災害時の情報、応急対策等の周知徹底

(4) 一般社団法人大垣市医師会、一般社団法人大垣市歯科医師会、一般社団法人大垣市薬剤師会、一般社団法人岐阜県病院協会

- ① 原子力災害時における緊急時医療活動の協力
- ② 防疫その他保健衛生活動の協力
- ③ 医薬品の調剤、適正使用及び医薬品の管理

(5) 公益社団法人岐阜県看護協会

- ① 原子力災害時における看護師派遣の協力

(6) 社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会

- ① 原子力災害時の被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資
- ② ボランティア活動の推進

(7) 全岐阜県生活協同組合連合会

- ① 原子力災害時における物資、資材等の供給確保及び物価安定についての協力

(8) 公益社団法人岐阜県バス協会

- ① 原子力災害時における自動車による人員の緊急輸送

7 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 西美濃農業協同組合、西濃水産漁業協同組合、牧田川漁業協同組合、西南濃森林組合等**

- ① 汚染農畜水産物、林産物の出荷制限等応急対策の指導

(2) 病院等管理者

- ① 原子力災害時における病人等の収容及び保護

(3) 社会福祉施設管理者

- ① 原子力災害時の入所者及び要介護者等の入所保護

(4) 医薬品供給機関

- ① 原子力災害時における医薬品、医療ガスの緊急輸送

第2章 原子力災害事前対策

本章は、原災法及び災対法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定める。

感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民及び観光客や通勤・通学者といった一時滞在者（以下「住民等」という。）の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とする。

具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

なお、本章以降の事項における感染症対策については、県の「原子力災害時における感染症対策要領」等に基づき実施することとする。

第1節 原子力事業者の防災業務計画の協議等

県は、原災法第7条第1項に基づき原子力事業者が策定又は修正する原子力事業者防災業務計画について協議を行うとともに、同法に基づく各種届出を受ける。

1 原子力事業者防災業務計画の協議

県は、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画を策定又は修正しようとするときは、その策定又は修正しようとする日の60日前までに計画案を受理し協議を開始する。

また、直ちに揖斐川町へ計画案を送付し、相当の期限を定めて意見を聞き、必要に応じて原子力事業者との協議に反映させる。

2 原子力防災管理者の選任等の届出の送付

県は、原子力事業者から、原子力防災組織の原子力防災要員現況届出や原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任届出、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況届出があった場合は、揖斐川町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付する。

第2節 報告の徴収、立ち入り検査

県は、必要に応じ、原災法第31条に基づく原子力事業者からの報告の徴収及び同法第32条に基づく適時適切な立入検査を実施すること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認する。

なお、立入検査実施時には、原災法第32条第2項により身分を示す証明書を携帯する。

第3節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

県は、県計画の策定、原子力事業者の防災対策に関する情報の収集・伝達、防災訓練の実施、市民等に対する原子力防災に関する普及啓発、事故時の連絡体制、防護対策・広域連携等（避難計画の策定を含む。）の緊急時対応について、平常時から原子力防災専門官と密接な連携を図る。

また、県は、緊急時モニタリング計画の作成、緊急時モニタリング訓練、事故時の緊急時モニタリングや関係府県等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等について、上席放射線防災専門官と密接な連携を図る。

第4節 情報の収集、連絡体制等の整備

県は、市、国、原子力事業者及びその他の防災関係機関との原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、以下に掲げる事項について体制等を整備する。

1 情報の収集、連絡体制の整備

(1) 県等関係機関相互の連絡体制

県は、市、国、原子力事業者及びその他の防災関係機関との間で情報の収集・連絡を円滑に実施し、原子力災害に対し万全を期すため、情報収集・連絡体制の整備、充実を図る。

- ① 原子力事業者からの連絡受信窓口
- ② 通信障害発生時の代替手段、連絡先
- ③ 防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先
- ④ 防護対策の決定者への連絡方法
- ⑤ 関係機関への指示連絡先（夜間・休日） 等

(2) 機動的な情報収集体制

県は、市及び国と協力し、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備に努める。

(3) 情報の収集、連絡にあたる要員の指定

県は、迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡を図るため、発災現場の状況等について、情報の収集、連絡にあたる要員（オフサイトセンターへの派遣要員）をあらかじめ指定しておく。

2 情報の分析と活用体制の整備

(1) 人材の育成・確保及び専門家の意見の活用体制

市及び県は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう体制の整備に努める。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

県は、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるとともに、それらの情報について、関係機関の利用の促進が図られるよう、市及び国とともに情報のデータベース化等の推進に努める。

(3) 防災対策上必要とされる資料の対策本部等への備え付け

県及び揖斐川町は、原子力事業者と連携し、応急対策の的確な実施に資するため、以下の社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を整備し、定期的に更新するとともに、災害情報を集約する場所に備え付ける。

また、市においても、必要に応じ、上記と同様の対応をとる。

〔整備を行うべき資料〕

① 原子力事業所及び施設に関する資料

- 1) 原子力事業者防災業務計画
- 2) 原子力事業所の施設の配置図

② 社会環境に関する資料

- 1) 種々の縮尺の周辺地図
- 2) 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）
- 3) 周辺一般道路、高速道路、鉄道、ヘリポート等交通手段に関する資料
- 4) 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）
- 5) 周辺地域の配慮すべき特定施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、障害者支援施設等）に関する資料（発電所との距離、方位等についての情報を含む。）
- 6) 医療施設に関する資料（医療施設の位置・連絡先等）

③ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

- 1) 周辺地域の気象資料（周辺地域の風速、風向等、季節別及び日変化の情報等）
- 2) モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定 of 候補地点図（モニタリングルート図）
- 3) 平常時環境放射線モニタリング資料（過去の統計値）
- 4) 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
- 5) 農林水産物の生産及び出荷状況
- 6) シミュレーション結果

④ 防護資機材に関する資料

- 1) 防護資機材の備蓄・配備状況
- 2) 避難用車両の緊急時における運用体制
- 3) 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況

⑤ 緊急事態発生時の連絡体制に関する資料

- 1) 原子力事業者の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統等）
- 2) 原子力事業所との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）
- 3) 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制

⑥ 避難に関する資料

- 1) 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、留意点を記載したもの）
- 2) 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等）

第5節 通信手段の確保

市及び県は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設の状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時通信連絡網に係る設備等を整備するとともに、その操作方法の習熟に努める。

1 専用回線網の整備

県は、国と連携し、揖斐川町及びオフサイトセンターとの間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努める。

県は、市、国とともに、市民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の確保・活用を推進する。

2 通信手段、経路の多様化

市及び県は、通信手段の途絶に備え、有線系、無線系、あるいは地上系、衛星系等による伝送路の複数ルート化の推進を図る。

その他、防災通信設備等の整備については、「市計画（一般対策計画） 第2章 第8節 防災通信設備等の整備」による。

第6節 組織体制等の整備

県は、原子力災害時の応急対策活動を迅速かつ効果的に行うため、以下の体制を整備するとともに、マニュアルを整備しておく。

1 組織体制の整備

(1) 原子力災害警戒体制

県は、以下の場合に、原子力災害警戒体制をとる。(第3章 第2節参照)

- ① 県内において核燃料物質等の運搬中の事故発生が通報があったとき
- ② 原子力事業所において警戒事態に該当する事象（該当する自然災害を含む。）が発生した旨の通報があったとき

(2) 原子力災害警戒本部体制

県は、以下の場合に、原子力災害警戒本部体制をとる。(第3章 第2節参照)

- ① 県内において核燃料物質等の運搬中における特定事象（原災法第10条第1項に規定する事象）が発生した旨の通報があったとき
- ② 原子力事業所において施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した旨の通報があったとき
- ③ 知事が必要と認めたとき

(3) 災害対策本部体制

県は、以下の場合に、災害対策本部体制をとる。(第3章 第2節参照)

- ① 県の地域の一部が原災法第15条第2項に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき
- ② 県の地域の一部が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、原子力事業所において全面緊急事態に該当する事象が発生した旨の通報があったとき
- ③ 知事が必要と認めたとき

2 オフサイトセンターへの職員派遣体制

県は、施設敷地緊急事態が発生し、国がオフサイトセンターにおいて現地事故対策連絡会議を開催する場合、又は内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言発出後に、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が開催される場合に、オフサイトセンターにおいて迅速かつ適切に情報収集、伝達、その他必要な活動が実施できるよう、あらかじめ職員を指定し、必要な資機材を整備し、派遣方法、役割分担を定める等、職員派遣体制を整備しておく。

第7節 長期化に備えた動員体制の整備

県は、事態が長期化した場合に備え、市、国及びその他の防災関係機関と連携し、職員の動員体制をあらかじめ整備しておく。

第8節 広域防災体制の整備

県及び防災関係機関は、原子力防災体制について相互に情報交換し、防災対策の充実に努める。

また、県は、他の都道府県との応援協定の締結を図るなど広域的な応援体制の整備に努める。

1 防災関係機関相互の情報交換

県は、平常時から市、原子力防災専門官をはじめとする国、他の都道府県、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者及びその他の防災関係機関と、原子力防災体制に係る相互の情報交換を行い、防災対策の充実に努める。

2 広域的な応援協力体制の整備

県は、緊急時における広域的な応援体制の整備を図るため、国の協力のもと、他の都道府県等との相互応援協定の締結等、他の都道府県との連携を図る。

市は、緊急時における広域的な応援体制の整備を図るため、国及び県の協力のもと、他の市町村等との相互応援協定の締結等、他の市町村との連携を図る。

3 警察災害派遣隊の受入体制の整備

県警察は、警察庁、中部管区警察局等と連携し、警察災害派遣隊の受入体制の整備に努める。

4 緊急消防援助隊の受入体制の整備

県は、消防相互応援体制を整備するとともに、緊急消防援助隊の派遣要請のための手順や受入体制の整備に努める。

5 自衛隊の災害派遣要請等の体制の整備

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡窓口、連絡の方法を決めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておく。

自衛隊の派遣要請手続きは、「県計画（一般対策計画） 第3章 第4節 自衛隊災害派遣要請」による。

6 専門家の派遣要請手続の整備

県は、警戒事態又は施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した旨の通報を受けた場合に、国に対して必要に応じて行う事態の把握のための専門家及び専門的知識を有する職員の派遣要請の手続きを、あらかじめ定めておく。

また、県の原子力アドバイザーの意見を聴取する手続きを、あらかじめ定めておく。

7 原子力災害医療に係る医療チーム派遣要請体制の整備

県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、関係府県の原子力災害対策本部、国の原子力災害現地対策本部及び原子力災害医療・総合支援センター等との原子力災害医療派遣チームの派遣調整、並びに高度被ばく医療支援センターへの専門派遣チームの派遣要請に係る手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておく。

第9節 緊急時モニタリング体制の整備

県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に関する観点から、平常時からモニタリングポスト測定データを収集し、緊急時における対策のための基礎データとするとともに、年間を通じてホームページで公開する。

緊急時における初動時の環境放射線量等のモニタリングについては、県全域をくまなく速やかにモニタリングし、放射性物質による影響の全体像をつかむ第一段階モニタリングと、その結果を踏まえ、避難等の防護措置の要否の境界線となる地域において重点的なモニタリングを行う第二段階モニタリングで構成する。

国により緊急時モニタリング実施計画が策定された以降は、国の統括のもとに設置される緊急時モニタリングセンターの指揮のもと、関係機関と緊密に連携し、緊急時モニタリングを実施するほか、これに支障のない範囲で必要に応じ県独自のモニタリングを実施する。

これらを踏まえた緊急時モニタリングの実施方法、設備及び機器の配備等をあらかじめ定め、県全域における緊急時モニタリング体制を整備する。

1 緊急時モニタリング計画等の作成

県は、指針及びシミュレーション結果等に基づき、緊急時モニタリングの実施方法、設備及び機器の配備、要員の確保、関係機関との連携体制等を緊急時モニタリング計画並びにその詳細を記すマニュアルで定める。

2 モニタリング設備・機器の整備・維持

県は、緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握し、県の農林畜水産物、地場産品の流通確保を図るため、県全域を対象としてモニタリングポスト、サーベイメータ等の可搬型放射線測定器といった環境放射線モニタリング設備・機器、及びゲルマニウム半導体検出器、ガンマーカウンター、簡易スペクトロメータといった環境試料（水道水、農林畜水産物）中の放射性物質濃度を測定する設備・機器を整備・維持し、その操作の習熟に努める。

環境放射線モニタリング設備・機器の配備にあたっては、シミュレーション結果及び県固有の地理的条件を踏まえ、県全域を対象とした配備に加え、UPZ及び対策強化地域へ重点配備を行い、これら地域でのモニタリング体制を強化する。

また、県は、国と連携し、平常時からモニタリング情報共有システムを整備・維持する。

3 要員の確保

県は、施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した旨の通報後に行う緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために必要な要員及びその役割等をあらかじめ定めておく。

4 関係機関との連携の強化

県は、市、国、原子力事業者及びその他関係機関と、定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて、モニタリングに関して平常時から緊密な連携を図るとともに、測定技術の向上に努める。

第10節 屋内退避、避難等活動体制の整備

県は、全面緊急事態となった場合は、放射性物質の放出前であっても、UPZや対策強化地域においても事態の進展に応じ屋内退避を行うこと、また、その放出後は、指針の指標（OIL）に基づく避難（一時移転を含む。以下同じ。）を行うことを基本とした原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針（以下「広域避難方針」という。）に基づき、市の避難計画策定を支援する。

また、避難所の整備等に係る支援・助言を行う。

1 避難計画の改定

(1) 広域避難方針の改定

県は、市と連携して、避難先の選定・調整の手順や避難元市町村、受入市町村及び県が実施すべきことを記載した広域避難方針を適宜見直し、改定を行う。

(2) 市避難計画の策定支援

県は、国、原子力事業者及びその他の防災関係機関の協力のもと、市が行う屋内退避及び避難計画の策定について必要な支援を行う。

避難計画の策定支援にあたっては、市内避難、市境を越える避難、県境を越える避難を想定し、以下のとおり順次計画の策定を支援する。

また、地域コミュニティの維持に着目し、努めて同一地区の市民の避難先は同一地域に確保するよう支援する。

当面県が支援する市避難計画の策定内容は、おおむね以下のとおりとする。

① 県内のUPZでOILに基づき避難を要する場合

1) 揖斐川町内での避難

② 対策強化地域の一部地域でO I Lに基づき避難を要する場合

※ 県のシミュレーションで年間実効線量が100ミリシーベルト以上となる可能性が示された地域（旧大垣市）

- 1) 市境を越える避難

③ 対策強化地域でO I Lに基づき避難を要する場合

※ 県のシミュレーションで年間実効線量が20ミリシーベルト以上となる可能性が示された地域（大垣市全域）

- 1) 県境を越える具体的な避難のあり方については、福井エリア地域原子力防災協議会における検討の結果等を踏まえ、考え方を整理
- 2) 広域避難に関する国の具体的な方針が示された場合には、必要な見直しを実施

〔指針の指標〕

区分	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施	1日内を目途に区域を特定し、1週間程度内に一時移転を実施
避難の判断基準（O I L） （モニタリング実測値で判断）	毎時500 μ Sv （マイクロシーベルト）	毎時20 μ Sv （マイクロシーベルト）

※ O I Lによる判断は、プルーム通過後の空間放射線量率による。
拡散シミュレーションでは、数時間内に避難を要する地域は県内に現れず。

2 避難所等の整備

(1) 避難所等の整備

県は、避難計画を策定する前記①の揖斐川町に対し、学校や公民館等の公共的施設を中心に、その管理者の同意を得て、当該施設を一時集結所や避難所としてあらかじめ指定するよう、また、前記②の市（旧大垣市）に対しても、一時集結所をあらかじめ定めるよう、さらに、その際には要配慮者に十分配慮するよう支援・助言する。

県は、避難所の指定にあたっては、風向等の気象条件により避難所が使用できなくなる可能性を考慮し、市に対し、前項の複数のケースを想定した避難計画を策定するよう、支援・助言するとともに、市町村間又は他県との調整を行う。

県は、避難所として指定された建物については、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう、必要に応じ、市に対して助言する。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両の整備

県は、市に対し、市民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両を整備するよう助言する。

県警察及び大垣消防組合及び養老町消防本部（以下「消防組合等」という。）は、市民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両の整備に努める。

(3) コンクリート屋内退避体制の整備

県は、市に対し、コンクリート屋内退避施設の調査、整備について助言する。

(4) 物資の備蓄・調達

市及び県は、国及び民間事業者と連携し、避難所で必要とされる食料その他の物資の確保に努める。

3 要配慮者等の避難誘導体制等の整備

県は、市に対し、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、自治会、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者等に向けた情報の伝達手段・方法のほか、要配慮者等に関する情報の把握・共有、避難誘導体制を整備するよう支援・助言する。

なお、避難行動要支援者の広域避難については、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月。内閣府（防災担当））を踏まえ対応する必要がある。

これについては、福井エリア地域原子力防災協議会においても重要な検討課題の一つとして位置づけられており、令和3年に改正された災対法に基づく各市町村での避難行動要支援者名簿や個別避難計画の策定状況も踏まえながら検討を行い対応する。

4 避難所・避難方法等の周知

県は、市に対し、避難所、避難方法、屋内退避の方法等について、日頃から市民への周知徹底に努めるよう支援・助言するとともに、市、国及び原子力事業者と連携し、情報収集事態（福井県敦賀市又は美浜町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態をいう。以下同じ。）や警戒事態発生後の経過に応じて市民に提供すべき情報を整理する。

5 広域的な避難に係る協定の締結

県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、国の協力のもと、他都道府県との広域一時滞在に係る相互応援協定等を締結する等、広域避難体制の整備に努める。

第11節 学校、医療機関等における対応

1 学校、保育所等における対応

市内に所在する学校、保育所等は、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「児童生徒等」という。）の安全を確保するため、避難指示等が出された場合の保護者による児童生徒等の引き取り手順、帰宅方法等を定めるとともに、防災教育・防災訓練の実施に努める。

また、市及び県は、学校、保育所等の管理者が適切な防災訓練等を実施できるよう、必要な指導・支援・助言等を行う。

なお、避難所への避難は自宅から行うことを原則とする。

2 病院等医療機関、社会福祉施設における対応

病院等医療機関や介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者及び県は、国の協力を得て、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者や入所者等の移送に必要な資機材の確保、防災関係機関との連携方策等に関する対応方針等をあらかじめ定めておくよう努める。

第12節 原子力災害医療活動体制の整備

県は、国の協力を得て、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布・服用指示等の原子力災害医療活動体制の整備に努める。

1 活動用資機材の整備

県は、国から整備すべき医療資機材に関する情報提供を受け、放射線測定資機材、体表面汚染測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品等の資機材の確保・整備に努める。

2 医療機関等との連携

県は、原子力災害時における医療体制を確保するため、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う原子力災害拠点病院を指定するとともに、県等が行う原子力災害対策等を支援する原子力災害医療協力機関の登録を進めるなど、あらかじめ医療機関等との連携の強化に努める。

また、高度な緊急被ばく医療が必要である者もしくはそのおそれがある者が確認された場合に備え、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターとの連携を図る等、体制整備に努める。

3 避難退域時検査及び簡易除染体制の整備

県は、避難する市民等のために行う避難退域時検査及びその結果に応じて行う簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤シャワーの利用等）の実施体制をあらかじめ定めておく。

4 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備

県は、市及び医療機関等と連携し、緊急時に市民等が避難等を行う際に安定ヨウ素剤を配布できるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定める。

安定ヨウ素剤の備蓄場所は、シミュレーション結果を踏まえ、西濃及び岐阜圏域の保健所並びに防災交流センターとする。

※ 放射性ヨウ素による内部被ばくの影響が大きいケースでも、I A E Aの基準（甲状腺等価線量が週50ミリシーベルト）の半分の値以上となる可能性がある地域は西濃及び岐阜圏域の一部である

県は、市と連携し、市民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、服用の効果、服用対象者、服用不適切項目該当者等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備するとともに、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関等に対し、副作用の対応等について協力を依頼するなど、安定ヨウ素剤の服用体制の整備に努める。

第13節 飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制の整備

県は、原子力災害時における飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制の整備に努める。

1 飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備

県は、国及びその他の防災関係機関と連携し、飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制をあらかじめ定めておく。

2 飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合の市民等への供給体制の確保

県は、市に対し、飲料水、飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合の市民等への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう支援・助言する。

第14節 緊急輸送活動体制の整備

県は、市、国及びその他道路管理者等と連携し、国の専門家等の移送、防災業務従事者の移動、市民避難、緊急物資輸送等の緊急輸送活動が円滑に実施されるよう体制の整備に努める。

1 専門家等の移送体制の整備

県は、国、関係機関と協議し、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び指定公共機関等からのモニタリング・医療等の専門家等の現地への移送協力（最寄りのヘリポートの場所や利用手続き、現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておく。

2 交通管理体制の整備等

(1) 道路管理

県は、市、国及びその他道路管理者と協力し、緊急輸送活動を円滑に行う道路機能を確保するため、交通、気象状況を把握するための装置や情報板等の整備に努める。

(2) 交通管理

県警察は、緊急時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との連携を強化するとともに、警察庁と連携し、緊急時に道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について、周知を図る。

第15節 防災業務関係者の安全確保に必要な資機材等の整備

市、県及び県警察は、国と協力し、避難区域内及びその近傍でモニタリング、交通規制等の被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保を図るための資機材の整備に努める。

また、市、県及び県警察は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平常時から、国及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

第16節 市民等への情報提供体制の整備

原子力災害が発生した場合、市民等に対し災害情報等を迅速かつ的確に提供するため、県は、市、国及び原子力事業者と連携し、市民等に提供すべき情報項目の整理や多様なメディアの活用等情報提供体制の整備を図る。

1 情報項目の整理

県は、市、国及び原子力事業者と連携し、情報収集事態又は警戒事態発生後の経過に応じて市民等に提供すべき情報の項目について整理しておく。

なお、原子力災害においては、専門的な用語を用いた情報が多くあることから、分かりやすく正確な表現を用いることを念頭に置き、情報項目の整理を行う。

2 情報提供体制の整備

県は、市、国と連携し、市民等及び報道関係機関に対する的確な情報を継続的に提供できるよう、その体制の整備を図る。

情報提供体制の整備にあたっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に提供されるよう、自治会、市民、自主防災組織等との協力・連携に努める。

3 市民相談窓口の設置等

県は、市、国及び原子力事業者と連携し、市民等からの問い合わせに対応する市民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておく。

4 多様なメディアの活用体制の整備

県は、報道機関の協力のもと、ソーシャルメディア等のインターネット、CATV、有線放送等多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第17節 行政機関、学校等における業務継続計画の策定

市及び県は、庁舎や学校等の所在地が避難のための立退きの指示等を受けた地域に含まれる場合に備え、業務を行うべき退避先候補をあらかじめ検討するなど、退避計画の策定に努める。

また、市及び県は、退避先での業務内容についても検討し、通常の行政サービスについても市民が必要とする重要なものについては一定のレベルを確保できるよう、業務継続計画の策定に努める。

第18節 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及啓発

市民等に対する原子力防災に係る知識の普及啓発を図るため、県は、市、国及び原子力事業者と協力し、以下に掲げる事項等について、継続的な広報活動を実施する。

防災知識の普及・啓発に際しては、市民等の理解を深めるため、分かりやすい表現を用いた資料の作成や説明に努める。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 屋内退避や避難、安定ヨウ素剤の服用等、緊急時にとるべき行動及び留意事項等に関すること

第19節 防災訓練の実施

市及び県は、国、近接県、原子力事業者及びその他の防災関係機関と連携して、定期的に訓練を実施し、防災業務関係者の技術の習熟、防災関係機関相互の連携等を図る。

1 訓練計画の策定

市及び県は、近接県、原子力事業者及びその他の防災関係機関と連携して、国の支援を受けて、以下に掲げる訓練を組み合わせた訓練計画を策定する。

- (1) 災害対策本部等の設置運営訓練
- (2) オフサイトセンターへの参集訓練
- (3) 通報・連絡、情報収集・伝達訓練
- (4) 緊急時モニタリング訓練
- (5) 原子力災害医療活動訓練
- (6) 市民等に対する情報提供訓練
- (7) 市民避難訓練
- (8) その他必要な訓練

2 訓練の実施

市及び県は、国、近接県、原子力事業者及びその他の防災関係機関と連携し、策定した計画に基づき、定期的に訓練を実施し、防災業務関係者の知識の習得や防災業務関係者の技術の習熟、防災関係機関相互の連携を図る。

3 実践的な訓練の工夫と事後評価

市及び県は、訓練を実施するにあたり、訓練想定シナリオについて国及び原子力事業者から協力を得るなど、実践的なものとなるよう工夫する。

また、当該訓練の目的、訓練において確認すべき項目の設定を行うとともに、訓練終了後、専門家の活用にも努めながら訓練の評価を行い、必要に応じ次なる訓練やマニュアルの改訂に生かしていくなど、原子力防災体制の充実に取り組む。

第20節 防災業務関係者の人材育成

市及び県は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が実施する原子力防災に関する研修に、防災業務関係者を積極的に参加させるなどして、人材育成に努める。

また、県は、国及び防災関係機関と連携して、又は専門家を招へいする等により、以下に掲げる事項等について、原子力防災業務関係者に対する研修を実施する。

- (1) 原子力防災体制に関すること
- (2) 原子力施設の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) モニタリング実施方法及び機器に関すること
- (6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- (7) 緊急時に市、国及び県が講じる対策の内容に関すること
- (8) 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (9) 避難退域時検査、安定ヨウ素剤服用等に関すること
- (10) その他緊急時対応に関すること

第21節 近県事業所に係る原子力災害事前対策

県は、近県事業者との交換文書に基づき、近県事業者と連携し、情報収集・連絡体制の整備、相互の情報交換を行うとともに、前節までに記載した内容に準じ、その他の事前対策に係る協力体制の整備など、近県事業所に係る必要な原子力災害事前対策を講じる。

第22節 市内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する防災体制の整備

市内における核燃料物質等の運搬中の事故による原子力災害の発生及び拡大の防止のため、市内において核燃料物質等の運搬を予定する原子力事業者及び運搬を原子力事業者から委託された者（以下「輸送に係る事業者等」という。）、市及び県、県警察、消防組合等は、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等、運搬中事故の特殊性を踏まえつつ、事故時の措置を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。

1 輸送に係る事業者等

輸送に係る事業者等は、以下に掲げる事故時の措置が迅速かつ的確に実施できるよう、応急措置の内容、対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際には、これらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。

また、事故時の措置を迅速かつ的確に実施するために、必要な要員を適切に配置する。

- (1) 市、国、県、県警察、消防組合等への迅速な通報
- (2) 消火、延焼防止の措置
- (3) 核燃料輸送物の安全な場所への移動、関係者以外の者の立ち入りを禁止する措置
- (4) モニタリングの実施
- (5) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- (6) 核燃料物質等による汚染・漏えいの拡大防止及び除去
- (7) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (8) その他核燃料物質等による災害を防止するために必要な措置

2 市及び県

市及び県は、事故の状況把握及び関係機関への連絡体制を整備するとともに、国の指示、又は独自の判断により、事故現場周辺の市民避難等、一般公衆の安全を確保するための必要な措置を実施するための体制を整備する。

3 県 警 察

県警察は、事故の状況把握、並びに事故の状況に応じて警察職員の安全確保を図りつつ、輸送に係る事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するための体制を整備する。

4 消防組合等

消防組合等は、事故の通報を受けた場合の県への報告、事故の状況把握、並びに事故の状況に応じて消防職員の安全確保を図りつつ、輸送に係る事業者等と協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

第3章 緊急事態応急対策

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものである。

これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に準じて対応する。

なお、災害により、災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用する必要があると認められる場合は、「市計画（一般対策計画） 第3章 第15節 災害救助法の適用」により対応する。

第1節 通報連絡、情報収集活動

県は、国又は原子力事業者から、情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に関する通報・連絡があった場合、速やかに市、県警察に通知するとともに、災害等の状況把握のため、情報収集伝達を行う。

1 施設敷地緊急事態等発生情報等の通報・連絡

(1) 情報収集事態が発生した場合

① 国からの連絡

国は、福井県敦賀市又は美浜町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県及び揖斐川町に連絡することとされている。

② 県からの連絡

県は、国から連絡を受けた事項について、市、県警察に直ちに連絡する。

(2) 警戒事態に関する通報があった場合

① 原子力事業者からの通報

原子力事業者の原子力防災管理者は、警戒事態に該当する事象が発生した場合又は発生
の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ国、県警察、揖斐川町等に同時に文書で通報し、
主要な機関に対してはその着信を確認する。

なお、県は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては、簡潔、
明瞭に行うよう努める。

② 国からの連絡

国は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告され
た事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況につ
いて、関係省庁、県及び揖斐川町に連絡するものとされている。

③ 県からの連絡

県は、国から連絡を受けた事項について、市、県警察に直ちに連絡する。

(3) 施設敷地緊急事態に関する通報があった場合

① 原子力事業者からの通報

原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した場合
又は発生 of 通報を受けた場合、直ちに県をはじめ国、県警察、揖斐川町等に同時に文書で
通報し、主要な機関に対してはその着信を確認する。

なお、県は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては、簡潔、
明瞭に行うよう努める。

② 国からの連絡

国は、当該事象について、施設敷地緊急事態発生の確認と原子力緊急事態が発生してい
るか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、今後の見通し等事故情報について、県及び県
警察に連絡し、公衆に対し情報提供を行うものとされている。

③ 県からの連絡

県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、市、県警察に直ちに連絡する。

④ 原子力防災専門官からの連絡

原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、また、国の原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県に連絡することとされている。

(4) 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態に該当する事象発生の通報を行うべき数値（毎時 $5\mu\text{Sv}$ ）の検出を発見した場合

① 県から原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官への連絡

県は、通報がない状態において県が設置しているモニタリングポストにより、施設敷地緊急事態に該当する事象発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに国の原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ原子力事業者を確認を行う。

② 原子力防災専門官による状況確認の指示

連絡を受けた国の原子力防災専門官は、直ちに現地の原子力運転検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示することとされており、県はその結果について速やかに連絡を受ける。

2 応急対策活動情報の連絡

(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

① 原子力事業者の情報連絡

原子力事業者は、施設の状況、応急対策活動及び被害の状況等について、県へ定期的に文書により連絡する。

② 国等からの情報収集等

県は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を収集するとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時市、国、県警察及びその他の防災関係機関に連絡する。

③ 現地事故対策連絡会議との連携

県は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にする。

(2) 全面緊急事態における連絡等（緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡及び調整等）

① 原子力事業者からの通報

原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態に該当する事象が発生した場合又は発生 of 通報を受けた場合、直ちに県をはじめ国、県警察、揖斐川町等に同時に文書で通報し、主要な機関に対してはその着信を確認する。

なお、県は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては、簡潔、明瞭に行うよう努める。

② 国からの連絡

国は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は、直ちに県、県警察及び揖斐川町に連絡し、公衆に対し情報提供を行うものとされている。

③ 県からの連絡

県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、市、県警察に直ちに連絡する。

④ 情報の共有

県は、オフサイトセンター内に設置される原子力災害合同対策協議会に職員を派遣し、原子力施設の状況やモニタリング情報、市民避難や屋内退避の状況等について、常時継続的に必要な災害情報を共有し、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。

⑤ 派遣職員の業務

県は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、自ら行う緊急事態応急対策活動、被害の状況に関する情報を随時連絡するとともに、派遣職員は、国、原子力事業者、その他の防災関係機関との共有情報等を県の災害対策本部に連絡する。

第2節 活動体制の確立

県は、原子力災害に対応するため、災害対策本部等を設置し、活動体制を確立する。

1 県の活動体制

(1) 各体制の設置基準、配備体制

県は、「県計画 第3章 第2節 第1項」のとおり、原子力災害警戒体制、原子力災害警戒本部体制、災害対策本部体制をとる。

(2) 情報収集事態発生時の情報収集体制の強化

県は、原子力事業所において情報収集事態が発生した旨の通報があった場合には、職員を参集させ、情報収集・集約・伝達及び関係課・関係機関との連絡調整を行うとともに、事態の推移に応じて原子力災害警戒体制に移行できるようにする。

(3) 原子力災害警戒体制

県は、原子力事業所において警戒事態に該当する事象が発生した旨の通報があった場合等、前記(1)の設置基準に該当する場合には、災害情報集約センターを設置し、情報収集及び関係機関との連絡調整を行うとともに、事態の推移に応じて原子力災害警戒本部体制に移行できる体制（原子力災害警戒体制）をとる。

(4) 原子力災害警戒本部体制

県は、原子力事業所における施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した旨の通報があった場合等、前記(1)の設置基準に該当する場合には、知事を本部長とする原子力災害警戒本部を設置し、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制、緊急時モニタリング体制の確立等、必要な体制をとるとともに、市、国、原子力事業者及びその他の防災関係機関と密接な連携を図る。

(5) 災害対策本部体制

県は、原子力事業所において全面緊急事態に該当する事象が発生した旨の通報があった場合等、前記(1)の設置基準に該当する場合には、知事を本部長とする災害対策本部を設置するとともに、市、国、原子力事業者及びその他の防災関係機関と密接な連携を図りつつ、緊急時応急対策を講じる。

2 県支部の活動体制

県支部の設置、閉鎖等は、県支部長が県本部と協議して決定するものとするが、緊急を要する場合で、県本部と協議するいとまがないときは、県支部長の判断で決定する。

なお、県支部の体制、運用等については、県支部の防災計画において定めるものとし、県本部からの連絡、指示を受けた場合は、すぐに体制がとれるよう、事前に定めておく。

3 オフサイトセンターへの職員派遣

県は、施設敷地緊急事態が発生し、国がオフサイトセンターにおいて現地事故対策連絡会議を開催する場合、又は原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が開催される場合には、職員を同センターに派遣する。

県は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するとともに、派遣された職員に、国等の対応状況を原子力災害警戒本部又は災害対策本部に報告させ、市、国及びその他関係機関との連絡・調整、情報の共有を図る。

4 専門家の派遣要請

(1) 国の専門家の派遣要請

県は、施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した旨の通報等がなされた場合、必要に応じ、国及び関係機関に対して専門家及び専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

(2) 県の専門家の参集要請

県は、あらかじめ整備した県の専門家の助言体制に基づき、専門家の参集を求め、緊急時の初動段階の迅速な対応に関し、技術的助言等を受ける。

(3) 専門家の技術的助言を踏まえた応急対策

市及び県並びに防災関係機関は、県の専門家並びに国等から派遣された専門家の技術的助言を踏まえ、応急対策を実施する。

5 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 緊急消防援助隊、警察災害派遣隊の派遣要請

県は、市から緊急消防援助隊の出動要請依頼を受けた場合で必要と認める場合又は自ら必要があると認める場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請する。

県公安委員会（県警察）は、警察災害派遣隊等の応援の必要があると認めるときは、警察庁及び中部管区警察局に連絡のうえ、他の都道府県公安委員会に対して、援助の要求を行う。

(2) 指定行政機関等の職員の派遣要請

知事は、災害対応のため必要と認める場合は、指定行政機関、指定地方行政機関及び指定公共機関の長に対し、職員の派遣を要請するとともに、必要に応じて、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

(3) 他の自治体の応援要請

県は、市独自では十分な応急対策活動が実施できない場合、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定等により、他の市町村に応援を指示する。

また、災害対応のため必要と認めるときは、中部9県1市の災害時等の応援に関する協定等に基づき、他の都道府県等に応援を要請する。

6 自衛隊の派遣要請等

知事は、国の原子力災害対策本部設置前において、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合、又は市長から要請の要求があった場合には、直ちに派遣を要請する。

自衛隊の派遣要請手続きは、「県計画（一般対策計画） 第3章 第4節 自衛隊災害派遣要請」による。

また、国の原子力災害対策本部又は知事は、自衛隊による支援の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに自衛隊の撤収を要請するものとする。

第3節 防災業務関係者の安全確保

市、県、県警察は、被ばく又は汚染の可能性のある環境下で活動する防災業務関係者の適切な被ばく管理を行う。

1 被ばく管理のための連携確保

市、県、県警察は、防災業務関係者の安全確保を図るため、それぞれの災害対策本部等と現場指揮者との連携を密にして、適切な被ばく管理を行う。

県は、オフサイトセンター等において、国、他県及び原子力事業者等と、応急対策を行う職員等の安全確保のため、相互に密接に情報交換を行う。

2 防護対策

(1) 防護資機材の装着、配備等

県は、被ばく又は汚染の可能性のある環境下で活動する場合、その管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の配備等必要な措置をとるよう指示するとともに、市に対して、防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の配備等必要な措置をとるよう指示する。

(2) 防護資機材の調達

市は、防護資機材に不足が生じ又は生じるおそれがある場合は、県に対し、防災資機材の調達を要請する。

県は、自ら必要となる資機材を確保するほか、必要に応じ、国、周辺府県、原子力事業者及びその他の防災関係機関に対し、防護資機材の提供の支援を要請する。

3 防災業務関係者の被ばく管理

(1) 防災業務関係者の防護指標

市、県、県警察は、防災業務関係者の被ばく管理について、従前の原子力防災指針（原子力安全委員会 平成22年8月最終改定）に基づき、以下のとおり行う。

- ① 緊急事態応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量50ミリシーベルトを上限とする。
- ② 防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する者（例えば、当該原子力事業所の職員、国から派遣される専門家、警察及び消防関係者、自衛隊員、緊急医療関係者等）が、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で100ミリシーベルトを上限とする。

また、作業内容に応じて、必要があれば、眼の水晶体については等価線量で300ミリシーベルト、皮膚については等価線量で1シーベルトをあわせて上限として用いる。

なお、この防災業務関係者の放射線防護に係る指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量はできる限り少なくするよう努める。

特に、女性については、胎児防護の観点から、適切な配慮を行う。

(2) 各機関の被ばく管理

市、県、県警察は、被ばく管理を担う要員を置くとともに、被ばく管理を行う場所を設定して必要により除染等を行う。

また、県は、指定公共機関等に被ばくの可能性がある環境下での活動を要請した場合は、当該機関等が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援するものとする。

(3) 専門派遣チームの派遣要請

市、県、県警察は、国の緊急時医療本部及び高度被ばく医療支援センターの専門派遣チームと、緊密な連携のもと被ばく管理を行う。

また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得る。

さらに、県は、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、高度被ばく医療支援センターに対し、専門派遣チームの派遣要請を行う。

第4節 緊急時モニタリング活動

県は、屋内退避や避難、飲食物の摂取制限等、各種防護対策に必要な情報を的確に提供し、市民の安全確保を図るため、緊急時モニタリング体制を確立し、別に定める緊急時モニタリング計画並びにその詳細を記したマニュアルに基づき、空間放射線量、大気中放射性ヨウ素濃度並びに水道水、葉菜等の環境試料の測定（以下「緊急時モニタリング」という。）を実施する。

また、その実施にあたっては、放射性物質の放出情報、気象情報、シミュレーション結果等を参考にするとともに、国等と緊急時モニタリングデータを共有する。

なお、国により緊急時モニタリング実施計画が策定された以降は、国の統括の下設置された緊急時モニタリングセンターの指揮のもと、関係機関と緊密に連携し、緊急時モニタリングを実施するほか、これに支障のない範囲で必要に応じ県独自のモニタリングを実施する。

1 緊急時モニタリングの体制

県は、原子力災害警戒本部又は災害対策本部を設置した場合は、直ちにこれら本部内に緊急時モニタリングチームを設置し、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制を確立し、緊急時モニタリングを実施する。

2 緊急時モニタリング等の実施

(1) 情報収集事態の環境放射線モニタリング

県は、固定モニタリングポストの稼働状況を確認し、異常がある場合には、可搬式モニタリングポストの設置や修理等を行い、平常時モニタリングを継続する。

(2) 警戒事態の環境放射線モニタリング

県は、国から警戒事態発生の連絡を受けた場合には、県内全域において平常時のモニタリング（空間放射線量率）を強化し、結果を取りまとめ、国に連絡する。

また、県は、緊急時モニタリングに必要な準備を直ちに行う。

さらに、県は、関係機関と連携し、モニタリングデータの共有を行う。

(3) 初動段階の緊急時モニタリング

県は、施設敷地緊急事態に該当する事象の通報があった場合は、以下の考え方にに基づき、初動段階の緊急時モニタリングを実施する。

※ 初動段階の緊急時モニタリング実施の考え方

県は、施設敷地緊急事態に該当する事象の通報があった場合は、第一段階モニタリングとして、モニタリング情報共有システムを活用した情報収集を行うとともに、県内への影響の全体像を把握するため、あらかじめ定めるところにより、モニタリングポストによる監視の強化及びモニタリングルートによるモニタリングを実施する。

また、その結果を基に、モニタリング地点・ルートの見直しを行い、避難等の防護措置の要否の境界線となる地域で重点的な第二段階モニタリングを行う。

これらの結果を踏まえ、避難等の対策実施地域の特定を行う。

(4) 緊急時モニタリング実施計画策定後の緊急時モニタリング

国により緊急時モニタリング実施計画が策定された場合は、当該計画に基づくモニタリングを実施し、その結果を緊急時モニタリングセンターに報告するなど、関係機関と密接に連携し、必要な支援を要請する。

また、これに支障のない範囲で必要に応じ県独自のモニタリングを実施する。

3 国による緊急時モニタリング実施計画の策定とその改定への参画

国は、施設敷地緊急事態に該当する事象の通報があった段階で、市民の居住の分布及び地形を考慮し、事故の状況及び気象予測を参考に、指針に基づき、緊急時モニタリング実施計画を策定するものとされている。

国は、原子力施設の状況、放射線状況及び防護措置の実施状況等に応じて、緊急時モニタリング実施計画を適宜改定することとされており、県は、緊急時モニタリングセンターを通してこの改定に協力するとともに、必要な支援を要請する。

4 モニタリング結果の共有及び公表

県は、国と連携し、モニタリングの結果及びその総合的な評価を共有するとともに、その内容を市その他関係機関に連絡する。

また、ホームページに結果を掲載し、報道機関に情報提供する等、速やかな公表を行う。

5 緊急時における住民等の被ばく線量の把握

県は、施設敷地緊急事態に該当する事象の通報がなされた場合は、国及び指定公共機関と連携し、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後1週間以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を、1か月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行う。

第5節 屋内退避、避難等の防護活動

屋内退避、避難等の防護活動については、緊急時モニタリング結果、指針の指標（O I L）、及び原子力施設の状況等を踏まえた国の判断、指示に基づき行うことを基本とする。

ただし、国からの指示がない場合であっても、県災害対策本部が、気象条件、原子力施設の状況等を踏まえ、初動時の予防的対応が必要と判断する場合は、市に対して、屋内退避又は避難準備の開始等を指示する。

1 屋内退避・避難の対応方針

(1) 初動時における予防的対応（屋内退避）

① 施設敷地緊急事態発生時

県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、UPZ内において屋内退避の準備を行うとともに、市に対し、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

② 全面緊急事態発生時

県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合は、国の指示又は独自の判断により、UPZ及び対策強化地域のうち、県が必要と認める地域について屋内退避を指示する。

③ 原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合

原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合は、国がUPZ外に拡張される屋内退避エリアの範囲を予防的に同心円を基礎として判断し、その判断を踏まえ国の原子力災害対策本部又は地方公共団体が緊急時における実効性を考慮して行政区域単位で屋内退避を実施するよう市民等に指示するとされている。

県は、国から当該指示を受けた場合、市に対して、屋内退避を指示する。

なお、当該指示がない場合であっても、県内のモニタリングにおいて毎時 $20\mu\text{Sv}$ 以上の空間放射線量を検出するなど県が必要と認める場合は、市に対して、屋内退避を指示する。

〔県の初動時の予防的対応〕

区分	UPZ	県のシミュレーションで以下の線量となる可能性が示された地域（旧市町村単位）		
		甲状腺等価線量 50mSv/週の地域 （ヨウ素吸入）	実効線量100mSv/ 年の地域 （セシウム沈着）	実効線量20mSv/年 の地域 （セシウム沈着）
施設敷地 緊急事態 （原災法 第10条）	屋内退避準備	今後の情報について市民等へ注意喚起 事故の進展に伴う屋内退避等の実施に備え、職員参集などの準備		
全面緊急 事態（原災 法第15条）	屋内退避指示 ◎避難準備開 始	◎県災害対策本部 が必要と認める 地域について屋 内退避指示等		
モニタリ ングにお いて毎時 20 μ Sv以 上の空間 放射線量 検出	屋内退避継続 （特にモニタ リング強化）	◎屋内退避指示等 （特にモニタ リング強化）	◎県災害対策本部 が必要と認める 地域について屋 内退避指示等	◎県災害対策本部 が必要と認める 地域について屋 内退避指示等

※ ◎印は、県独自の対応。プルーム通過に対しては屋内退避を基本。

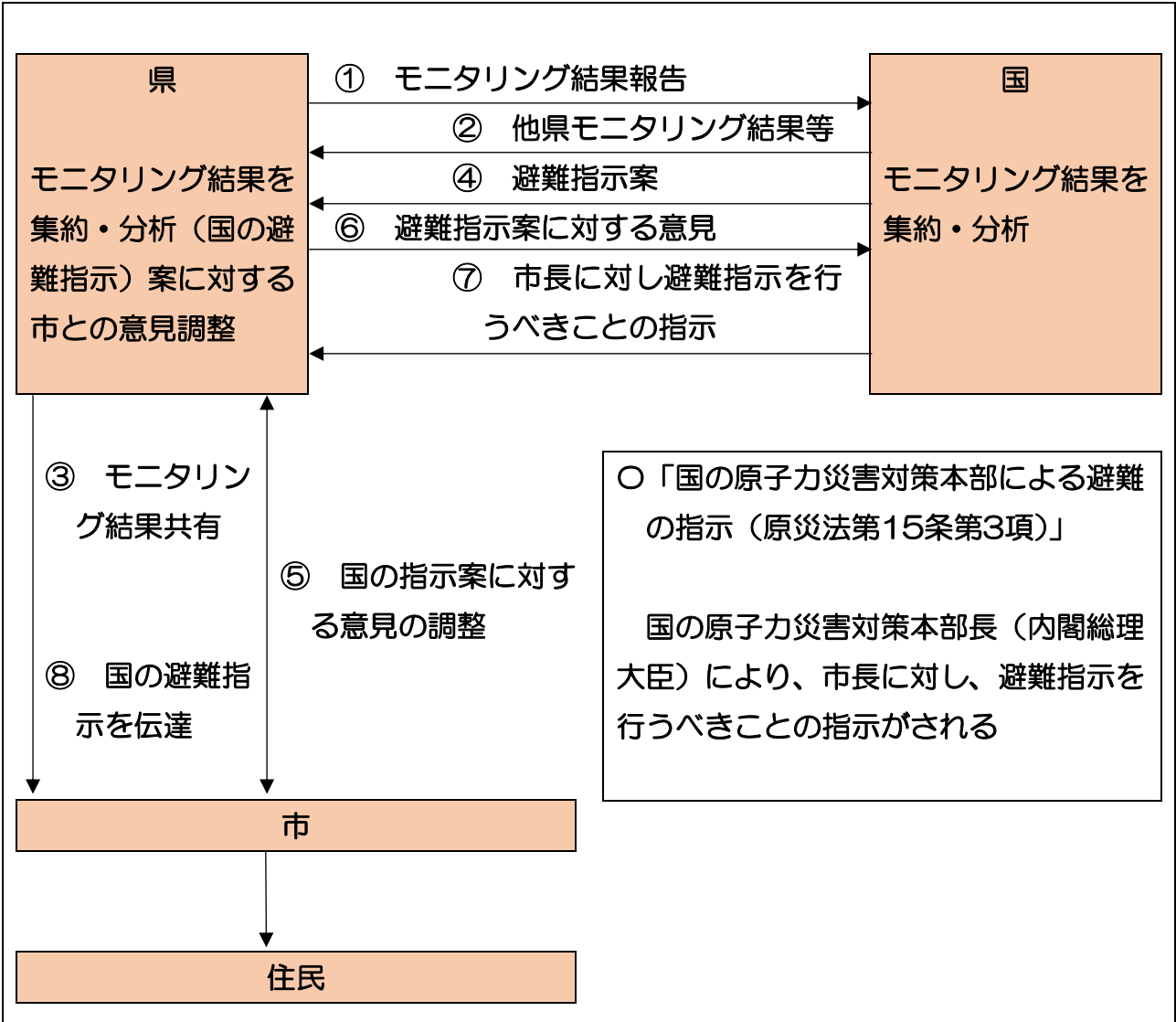
(2) 避難等に係る判断、指示

国の原子力災害対策本部は、施設敷地緊急事態発生の後、国が把握した緊急時モニタリング結果と指針の指標（避難の判断基準：O I L）を踏まえ、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮して、屋内退避又は避難の判断を行い、当該措置を行うべき市に対し、屋内退避・避難等の指示等を行うべき旨の指示案を県に伝達する。

県は、市に対し、国の指示案を伝達し、市民避難に係る支援が必要な場合には、市と連携し、国に支援を要請するとともに、当該指示案に対し、速やかに意見を述べる。

上記のとおり、避難等の判断は、国による判断を基本とするが、県内におけるモニタリング結果において、指針の指標（O I L）を超える値が計測された場合等、県災害対策本部において、特に速やかな避難が必要と認めた場合は、市の意見を聞いたうえで、県の判断により、市に避難等を指示する。

〔国の原子力災害対策本部による避難の判断の流れ〕



県の判断により、市町村に避難等を指示する。

〔指針の指標〕

区分	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施	1日内を目途に区域を特定し、1週間程度内に避難（一時移転）を実施
避難の判断基準（O I L） （モニタリング実測値で判断）	毎時500 μ Sv （マイクロシーベルト）	毎時20 μ Sv （マイクロシーベルト）

※ O I Lによる判断は、プルーム通過後の地上1mで計測した場合の空間放射線量率による。

2 避難の実施

(1) 避難先の決定

広域避難の実施にあたって、市、県、国は「市計画（一般対策計画）」に規定する役割を担う。

なお、広域避難に関する具体的な手続き等にあたって、県は災害対策基本法及び「広域避難方針」に基づき、受入元市町村と受入先市町村との調整を図るなど、可能な限り市町村の支援をする。

① 具体的な避難先を明示した避難計画がある場合

市は、避難計画に基づき、避難先を決定する。

※ 避難先については、モニタリング結果に基づき、実効線量が年間10ミリシーベルトを超えないと想定される地域とすることを原則とし、以下②及び③においても同様とする。

② 上記①によりがたい場合であって、県内他市町村への避難が必要な場合

市及び県は、広域避難方針に基づき、受入市町村の候補を選定し、当該受入市町村と調整を図ったうえで避難先を決定する。

③ 上記①によりがたい場合であって、県外への避難が必要な場合

市及び県は、広域避難方針に基づき、災害時相互応援協定等を活用する他、国の原子力災害対策本部等に対し支援を要請し、避難先を決定する。

県境を越える具体的な避難のあり方については、福井エリア地域原子力防災協議会における検討結果等を踏まえ、考え方を整理する。

また、広域避難に関する国の具体的な方針が示された場合には、必要な見直しを実施し、本計画に反映する。

(2) 避難手段の確保

避難は、自家用車等による避難を原則とするが、これによる避難が困難な場合は、市及び県が所有する車両又は市及び県が支援要請した公共輸送機関による避難を行う。

なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

また、県は、上記対策によっても輸送能力が不足する場合には、自衛隊へ災害派遣要請を行う。

(3) 避難に資する情報の提供と避難誘導

市は、市民等に対し、避難先、避難経路を周知のうえ、避難誘導を実施する。

県は、避難退域時検査場所の所在、災害の概要その他避難に資する情報の提供を行うとともに、市の行う避難誘導に協力する。

また、県は、これらの情報について、国の原子力災害現地対策本部等に情報提供する。

(4) 避難の実施における関係機関の連携

市及び県は、避難の実施にあたり、関係機関と連携するとともに、関係機関は、支援、協力に努める。

- ① 市は、道路管理者等から通行可能な道路の状況について情報提供を受け、市民等に速やかに周知する。
- ② 県警察は、市が避難指示した地域から円滑に市民等の移動が行われるよう、交通規制及び交通整理・誘導を実施するとともに、地域外からの車両等の進入を制限する。
県は、市が避難指示した地域に、外部から車両等が進入しないようにするために、必要な措置をとるよう関係機関に要請する。
- ③ 市は、避難を指示した際、交通整理を行っている警察官等の指示に従うよう市民等に周知する。
- ④ 市は、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により市民等の避難状況を確認し、県はこれに協力する。

- ⑤ 市は、市庁舎が避難対象地域に含まれることとなった場合、受入市町村の協力により、行政拠点の緊急的な移転場所を受入市町村内において開設する。

なお、市は、行政拠点の移転について、速やかに県、防災関係機関、避難市民等に周知する。

- ⑥ 受入市町村は、選定された避難所を開設するほか、主要道路から避難所までの誘導や避難所の運営など、市等と連携して避難市民を支援する。

3 避難所

県は、市が行う避難所の適切な運営管理について支援する。

原子力災害発生時において、特に留意すべき点は、以下のとおり。

(1) 避難所の確保

県は、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として開設することを支援する。

市、県は、国と連携し、避難者の健全な住生活の早期確保のために、可能な限り早い段階から、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅、並びに旅館やホテル等のあっせん及び活用等、二次避難先の確保に向けた検討を開始し、可能な限り早期に移転できるよう努める。

(2) 避難者への心身のケア

県は、厚生労働省と連携し、被災者の健康状態を十分に把握し、心のケアを含めた対策を行う。

(3) 安定ヨウ素剤の服用に係る説明及び準備

県は、市と連携し、指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の服用の効果、服用対象者、禁止事項等について避難者へ説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行う。

第6節 要配慮者への配慮

県は、市と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握等に努める。

また、応急仮設住宅への入居については、要配慮者に十分配慮した応急仮設住宅の設置等に努めるほか、優先的に実施するものとし、住宅建設に関する情報の提供についても十分配慮する。

第7節 原子力災害医療活動

県は、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布・服用指示等の原子力災害医療活動に必要な体制を確立する。

1 組織等

(1) 医療救護チームの設置

県は、原子力災害警戒本部及び災害対策本部を設置した場合は、緊急対策チームとして医療救護チームを設置するとともに、同チーム副リーダーを指針に定める原子力災害医療調整官とする。

(2) 医療救護チームの業務

県の医療救護チームは、原子力災害医療に係る医療チームからの指導・助言を受けつつ、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布・服用指示等の原子力災害医療活動を統括するとともに、原子力災害医療調整官の指揮のもと、関係府県の原子力災害対策本部、国の原子力災害現地対策本部及び原子力災害医療・総合支援センター等と調整し、県内外の原子力災害医療派遣チームの派遣先の決定や傷病者等の搬送等の対応にあたる。

また、医療救護チームは、関係行政機関、関係医療機関等の職員を避難所等に派遣して医療救護所等を設置し、以下の事務を所掌する。

- ① 放射線被ばく及び放射能汚染に関する検査に関すること
- ② 除染の必要性の判断に関すること
- ③ 簡易な除染に関すること
- ④ 安定ヨウ素剤配布・服用に関すること
- ⑤ 避難所等における市民の健康管理、心のケアに関すること

(3) 医療従事者の派遣要請等

県は、避難退域時検査、安定ヨウ素剤の配布・服用等の実施のため、原子力災害拠点病院等に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び医療機器等の提供を要請する。

2 安定ヨウ素剤の服用指示等

緊急時において避難等を行う市民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、緊急時モニタリング結果等を踏まえた国の判断、指示に基づき、市内のコンクリート造りの公共施設等において、医療従事者の立会いのもと、配布・服用を指示することを原則とする。

なお、県では、迅速な対応を図るため、指針及びシミュレーション結果を踏まえ、初動時には以下のとおり県独自の対応をとる。

(1) 安定ヨウ素剤の配布準備

県は、以下の地域の市民に安定ヨウ素剤を速やかに配布できるよう、事態の推移に応じて、薬剤の調合開始、安定ヨウ素剤の搬送及び関係協力機関への医師、保健師、薬剤師等の医療従事者の派遣要請を行い、安定ヨウ素剤の配布の準備を行う。

なお、配布場所、配布対象人数等について、市と県は、迅速かつ密接に情報を共有する。

〔安定ヨウ素剤の配布準備〕

区分	UPZ	甲状腺等価線量が50mSv/週となる可能性が示された地域（旧市町村単位）
全面緊急事態に該当する事象の通報（原災法第15条）	○避難準備開始にあわせて、 ・保健所において、薬剤の調合準備 ・医療従事者派遣準備 ・揖斐川町において定める施設への安定ヨウ素剤の搬送準備	○避難準備開始にあわせて、 ・保健所において、薬剤の調合準備 ・医療従事者派遣準備 ・避難対象区域を含む市において定める施設への安定ヨウ素剤の搬送準備

(2) 安定ヨウ素剤の配布・服用指示

県は、国の原子力災害対策本部から、安定ヨウ素剤の配布・服用の指示が出された場合には、医療従事者の立会いのもと、市民に対し、安定ヨウ素剤を配布し、その服用を指示する。

※ 安定ヨウ素剤の服用の対象年齢、事前配布の要否、医療従事者立会いの考え方等については、「安定ヨウ素剤の配布・服用にあたって」（令和3年7月。原子力規制庁）に基づくものとする。

今後、国が、安定ヨウ素剤投与の判断基準、具体的な配布手順等を指針等に明示した段階で所要の見直しを行う。

3 市民等に対する避難退域時検査の実施

国の原子力災害対策本部は、指針等に基づき、避難の際の市民等に対する避難退域時検査を行う際の基準を決定し、県に連絡するものとされている。

県は、指針に基づき、市及び原子力事業者と連携し、国及び指定公共機関の協力・支援のもと、避難した市民等について、サーベイメータ等による避難退域時検査を実施する。

また、必要に応じて拭き取り等の簡易除染を行う。

第8節 飲食物の摂取制限及び出荷制限並びに飲食物の供給・分配

県は、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、飲食物の検査を実施する。

県は、指針の指標を踏まえた国の指示及び指導・助言に基づき、飲食物の摂取制限及び出荷制限等並びにこれらの解除を行う。

1 飲料水、飲食物の摂取制限及び解除

県は、指針の指標を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止及び汚染飲食物の摂取制限について、市と連携し、市民等に周知する等、必要な措置を講じる。

2 農林畜水産物等の採取及び出荷制限

県は、指針を踏まえた国の指導、助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、農林畜水産物等の生産者、出荷機関、市場の責任者及び市等と連携し、以下の措置を講じ、必要に応じ、出荷機関及び市場等において産地名及び出荷時期等の調査を実施する。

- (1) 農作物の作付け制限
- (2) 農林水産物等の収穫、漁獲の禁止
- (3) 農林水産物等の出荷制限
- (4) 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の施用・使用・生産・流通制限
- (5) 家畜の避難・処分
- (6) その他必要な措置

市及び県は、上記の措置の内容について、市民への周知徹底及び注意喚起に努める。

3 飲食物、生活必需品等の供給、分配及び調達

市及び県は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

市は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、県や関係省庁、国の原子力災害対策本部等に対し、物資の調達を要請する。

県は、市から支援の要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、「県計画（一般対策計画） 第3章 第19節 食料供給活動から第21節 生活必需品供給活動」に基づいて、必要な措置を講じる。

第9節 緊急輸送活動

原子力災害が発生した場合に、避難者、専門家、モニタリング要員、原子力災害医療活動要員の移送、飲食物の搬送等を円滑に実施するため、市、県、県警察及びその他の防災関係機関は、緊急輸送並びにその支援活動を行う。

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の対象

緊急輸送の対象は、以下のものとする。

- ① 避難者及び避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- ② モニタリング、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布・服用指示に必要な人員及び資機材
- ③ 緊急事態応急対策要員（オフサイトセンターへの派遣要員、国及び県の専門家、国、他県、その他の防災関係機関からの応援要員）及び必要な資機材
- ④ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ⑤ その他緊急に輸送を必要とするもの

(2) 緊急輸送の順位

緊急輸送の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、以下の順位を原則として調整する。

- 第1位 人命救助、救急活動に必要な輸送
- 第2位 避難者、災害状況の把握、進展予測のための専門家・資機材
- 第3位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材
- 第4位 市民の生活を確保するために必要な物資
- 第5位 その他緊急事態応急対策のために必要となるもの

(3) 緊急輸送体制の確立

① 緊急輸送活動の実施

市及び県は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送活動を実施する。

② 輸送手段の確保

県は、人員及び物資等の輸送に必要な車両等の調達に関して、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ市以外の市町村、周辺府県に支援を要請し、輸送力の確保に努める。

また、輸送手段は、災害の程度、輸送物資等の種類、数量、緊急度及び現地の交通施設の状況を勘案して、以下のうちもっとも適切な方法により行う。

1) 車 両

- 1 県有車両の提供
- 2 岐阜県トラック協会、バス事業者、タクシー事業者等に対する民間車両の調達又はあつせんの要請
- 3 中部運輸局（岐阜運輸支局）に対する車両の確保の要請
- 4 自衛隊に対する災害派遣による応援要請
- 5 緊急消防援助隊、警察災害派遣隊に対する応援要請

2) 鉄道による輸送

- 1 指定地方公共機関の鉄道機関

3) 航空機（ヘリコプター等）

- 1 県有航空機の提供
- 2 自衛隊に対する災害派遣による応援要請
- 3 緊急消防援助隊、警察災害派遣隊に対する応援要請
- 4 海上保安庁に対する応援要請

③ 合同対策協議会での応援要請

県は、上記②によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員及び車両等の確保に関する支援を要請する。

2 緊急輸送のための交通確保

(1) 緊急輸送のための交通確保の基本方針

県警察は、緊急輸送に係る交通を確保するため、被害の状況、緊急度及び重要度を考慮して、緊急交通路の指定及びその他の交通規制を行う。

交通規制の実施にあたっては、緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための措置を講ずる。

特に、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関しては、適切な配慮をするよう努める。

(2) 交通規制等による交通の確保

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通流監視用テレビカメラ、車両感知器等を活用して、道路交通状況を迅速に把握する。

県警察は、緊急輸送を確保するため、道路交通の状況に応じて、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

また、交通規制を行うため、必要に応じて、警備業者等の協力を得て、交通誘導を実施する。

県警察及び道路管理者は、交通規制にあたって、相互に密接な連絡をとる。

第10節 市民等への的確な情報提供活動

市、県は、国と連携し、原子力災害に関する情報を、多様な手段により迅速かつ的確に、分かりやすく提供するとともに、市民等の問い合わせに対応するため、相談窓口を設置する。

1 市民等への情報提供活動

(1) 市民等への広報

県は、市民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行うため、市、国との連携を図るとともに、放送事業者等の報道機関への報道要請によるテレビ・ラジオ等による報道、ホームページへの原子力災害情報の掲載等、市民等への情報提供を図る。

市は、市民等への情報提供を図るため、以下の方法等、利用可能な様々な手段を用いて情報提供活動を実施する。

- ① 市防災行政無線
- ② 広報車
- ③ 自治会、民生委員との連携
- ④ その他実情に即した方法（FAX、市ホームページ、CATV等）

また、市は、以下の事項について情報提供活動を実施する。

- ① 事故・災害等の概況（モニタリング結果を含む。）
- ② 緊急事態応急対策の実施状況
- ③ テレビ、ラジオの報道、防災行政無線等に注意するよう呼びかけ
- ④ 避難市民を受け入れる場合、避難市民の受入を行う旨及び車両の運転を控える等、避難を円滑に行うための協力呼びかけ
- ⑤ 不安解消のための市民に対する呼びかけ

(2) 実施方法

市民等への情報提供にあたっては、以下のことに配慮する。

- ① 情報提供にあたっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ例文を準備し、専門用語や曖昧表現は避け、分かりやすく誤解を招かない表現を用いる。
- ② 市民が利用可能な媒体を活用し、繰り返し広報するなど、情報の空白時間が生じないよう定期的な情報提供に努める。

(3) 広報内容及び要配慮者への配慮

市、県は、市民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（事故の状況、緊急時モニタリング結果等）、農林畜水産物の放射性核種濃度測定の結果、及び出荷制限等の状況、避難情報、緊急時における留意事項、安否情報、医療機関などの情報、市、国、県等が講じている対策に関する情報、交通規制など市民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。

その際、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等と連携し、要配慮者に配慮した情報提供を行う。

(4) 情報の一元化

県は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて、国及び原子力事業者との間で十分に情報の内容を確認したうえで市民に対する情報の公表及び広報活動を行う。

また、その内容については、国の原子力災害現地対策本部、市等と相互に連絡を取り合う。

2 市民等からの問い合わせに対する対応

(1) 問い合わせ窓口の設置

市及び県は、市民等からの問い合わせに速やかに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。

当該窓口は、事故の状況を考慮し、必要に応じて24時間受付体制等の対応を実施する。

(2) 安否情報の照会への対応

市及び県は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、市、県警察、消防組合等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

第11節 犯罪の予防等社会秩序の維持

県警察は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺における治安確保を図るため、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行う。

また、避難のための立退きの指示等を行った地域については、盗難等の各種犯罪の未然防止に努める。

また、県警察は、災害に便乗したあらゆる犯罪の取締りや被害の防止に努めるとともに、市民等に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努める。

第12節 文教対策

学校等は、原子力災害時における児童生徒等の安全を確保するため、必要な対策を講じるとともに、避難所となった場合でも、適切な学校運営を図る。

1 児童生徒等の安全確保措置

(1) 臨時休校等の措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、児童生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休校等の措置を行う。

(2) 登下校での措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、災害の状況に応じて、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

2 避難所となる場合の対応

公立の学校等は、市、県から要請があった場合は、学校施設の安全性を確認したうえで体育館等を避難所として開放するとともに、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、市策定の避難所運営マニュアル等に基づき、避難市民等の収容をはじめとした避難所運営を支援する。

第13節 近県事業所に係る緊急事態応急対策

県は、近県事業者との交換文書に基づき、近県事業者から、警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に関する通報があった場合、「県計画 第3章 第2節 第1項」に記載する活動体制をとる。

なお、通報連絡・情報収集活動については、以下に掲げるとおりとし、緊急時モニタリング活動、市民等への的確な情報提供活動等、前節までに記載する緊急事態応急対策に準じ、必要な対策を講じる。

1 施設敷地緊急事態等発生情報等の通報

(1) 警戒事態に関する通報があった場合

① 近県事業者からの通報

近県事業者は、警戒事態に該当する事象の発生後、国へ連絡し、国の確認を受けることとされている。

近県事業者は、国による警戒事態発生の確認の後、速やかに県に文書で通報し、その着信を確認する。

② 県からの連絡

県は、近県事業者から連絡を受けた事項について、市、県警察、関係する指定地方公共機関に連絡する。

(2) 施設敷地緊急事態に関する通報があった場合

① 近県事業者からの通報

近県事業者は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生後、速やかに県に文書で通報し、その着信を確認する。

なお、県は通報を受けた事象に対する近県事業者への問い合わせについては、簡潔、明瞭に行うよう努める。

② 県からの連絡

県は、近県事業者から連絡を受けた事項について、市、県警察、関係する指定地方公共機関に連絡する。

2 応急対策活動情報の連絡

(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

① 近県事業者からの情報連絡

近県事業者は、施設の状況、応急対策活動及び被害の状況等について、県へ定期的に文書により連絡する。

② 国等からの情報収集等

県は、国、近県から情報を収集するとともに、近県事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時、市、国、県警察及びその他の防災関係機関に連絡する。

(2) 全面緊急事態における連絡等（緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡及び調整等）

① 近県事業者からの通報

近県事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生後、速やかに県に文書で通報し、その着信を確認する。

なお、県は通報を受けた事象に対する近県事業者への問い合わせについては、簡潔、明瞭に行うよう努める。

② 県の連絡

県は、近県事業者から連絡を受けた事項について、市、県警察、関係する指定地方公共機関に連絡する。

③ 情報の共有

県は、近県事業所に係る原子力災害について、原子力災害合同対策協議会が設置された場合に、必要な情報を収集するため当該協議会にオブザーバーとして参画できるよう関係機関と調整を行う。

④ 派遣職員の業務

県は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、自ら行う緊急事態応急対策活動、被害の状況に関する情報を随時連絡するとともに、派遣職員は、国、近県事業者及びその他の防災関係機関との共有情報等を県の災害対策本部に連絡する。

3 活動体制の確立

近県事業者から、警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に関する通報があった場合、「県計画 第3章 第2節 第1項」に記載する活動体制をとる。

第14節 市内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する応急対策

1 輸送に係る事業者等

- (1) 輸送に係る事業者等は、核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合は、速やかに県に通報する。

県は、通報の内容を市等関係機関に連絡する。

また、当該事故に伴い特定事象に該当するに至った場合には、輸送に係る事業者等の防災管理者は、直ちにその旨を市、国、県、県警察、消防組合等など関係機関に文書により通報し、主要な機関に対してはその着信を確認する。

- (2) 輸送に係る事業者等は、直ちに、携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ、他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行う。

2 市及び県

市及び県は、相互に協力して事故の状況把握に努めるとともに、国の主体的な指導のもと、関係機関と連携して、事故現場周辺の市民避難の指示等必要な措置を講じる。

3 県警察

事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、輸送に係る事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

4 消防組合等

事故の通報を受けた消防組合等は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、その状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、輸送に係る事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

第4章 原子力災害中長期対策

本章では、原災法第15条第4項の規定に基づき、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に定めている。

なお、これ以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第1節 緊急事態宣言解除後の対応

県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携し、原子力災害事後対策や被災者の生活支援等を実施する。

第2節 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後、復旧に向けて以下の判断等を行うため、市、国、原子力事業者及びその他モニタリング関係機関と協力して環境放射線モニタリングを行い、放射線量及び放射性物質濃度の継続的変化を継続して把握し、その結果を速やかに公表する。

- 1 避難区域見直し等の判断を行うこと
- 2 被ばく線量を管理し低減するための方策を決定すること
- 3 現在及び将来の被ばく線量を推定すること

県は、原子力事業者に対し、環境放射線モニタリングに必要な防災資機材の貸与や原子力防災要員の派遣を要請する。

第3節 原子力災害中長期対策実施区域の設定

市及び県は、国と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害中長期対策を実施すべき区域を設定する。

第4節 各種制限措置等の解除

県及び県警察は、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家の判断や国の指針、指導に基づき、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等、各種制限措置の解除を市及びその他の防災関係機関に要請するとともに、解除の実施状況を確認する。

なお、各種防護措置の解除にあたっては、関連する自治体その他関係機関と十分な協議を行い、慎重な判断を行う。

第5節 放射性物質による環境汚染への対処

平成23年3月の福島第一原発事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処については、同年8月に成立した平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）に基づき進められており、その基本方針において「環境汚染への対処に関して、国の責任において対策を講ずるとともに、地方公共団体は、当該地域の自然的社会条件に応じて国の施策に協力するものとする」とされている。

県は、同法を踏まえ、原子力災害が発生した場合、市、国、原子力事業者及びその他関係機関とともに、放射性物質による環境の汚染へ対処について、必要な措置を行う。

1 優先的に除染すべき地域

除染作業は、土壌、工作物、道路、河川、湖沼、農用地、森林等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。

特に、成人に比べて放射線の影響を受けやすい子どもの生活環境については、優先的に実施する。

2 除染技術の情報収集

県は、国において取り組んでいる除染・減容等技術実証事業など、効果的な除染技術や手法に関する情報収集を行い、原子力災害が発生した場合の除染作業に活用する。

第6節 被災地域市民等に係る記録の作成

県は、市が避難及び屋内退避の措置をとった市民等に対し、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置を、あらかじめ定められた様式で記録することに協力する。

このほか、県は、観光業、農林水産業、商工業等の受けた影響について調査するとともに、市と連携して被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録する。

第7節 被災者の生活再建等の支援

県は、市及び国と連携し、被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたるきめ細かな支援に努める。

また、県は、市及び国と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、可能な限りワンストップで対応できる総合相談窓口を設置する。

さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

第8節 風評被害等の影響の軽減

県は、市及び国と連携し、科学的根拠に基づく観光業、農林水産漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行う。

また、ホームページへの掲載や県行事を活用して広報を行うとともに、情報提供・広報活動を実施するにあたっては、外国語でも情報提供・広報を行う等、国外における影響の低減にも留意する。

さらに、農林畜水産物、地場産業の商品、輸出物品等について、必要な場合には、スクリーニング検査の実施、証明書の発行等の対応を実施する。

第9節 被災中小企業等に対する支援

県は、国や金融機関と連携し、必要に応じ中小企業制度融資貸付及び高度化資金災害復旧貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広報するとともに、相談窓口を設置する。

第10節 心身の健康相談体制の整備

県は、国からの放射性物資による汚染状況調査や指針に基づき、市及び国とともに、被災者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。

第11節 物価の監視

県は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表する。

第12節 復旧・復興事業からの暴力団排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、業界団体等に働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第13節 近県事業所に係る原子力災害中長期対策

県は、近県事業所において原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策について、本章第1節から前節までに記載する対策に準じ、必要な対策を講じるものとする。

第5章 複合災害対策

第1節 基本方針

本章は、同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、事態が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下「複合災害」という。）における、災対法及び原災法に基づき実施する予防対策、応急対策、復旧対策について示すものである。

この場合、対応すべき業務の増大に伴い要員の確保が課題となるほか、応急対策において、交通・輸送網・通信網の寸断、電気・ガス・水道等のライフラインの不通、災害拠点施設・避難施設・病院等の対応拠点の損壊、防災設備・機材の損壊、要避難者数の増加といった様々な問題への対処が必要となるなど、より対応が困難となる状況が予想される。

また、本市においては、雨季には大雨洪水との複合災害に十分注意する必要性があり、通信手段の確保、モニタリング機能の確保、市民等への情報伝達、防災要員の確保、避難時のリスクの回避などをあらかじめ想定しておくことが重要である。

これを踏まえ、本章においては特に、応急対策にあたるうえでの留意点を整理することとする。

第2節 災害事前対策

あわせて発生する災害の種類に応じ、一般対策計画及び地震対策計画で定める災害予防対策と組み合わせた対策を講じるものとし、その実施にあたっては、特に以下の点に留意する。

1 通信手段の確保

(1) 災害に強い伝送路の構築

市及び県は、国と連携し、地震、風水害、雪害などの災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

(2) 災害時優先電話等の活用

市及び県は、西日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

(3) 非常用電源等の確保

市及び県は、関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む。）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

2 モニタリング機能の確保

県は、他の災害により固定型モニタリングポストが機能しなくなることを想定し、可搬型サーベイメータ等の可搬型放射線測定機器の整備の充実を図る。

3 市民等への情報提供体制の整備

県は、市、国と連携し、複合災害時において、市民等に対して正確な情報を迅速に提供するため、多様な手段による情報提供体制の整備に努める。

4 応急対策要員の確保

県は、他都道府県との相互応援協定の締結、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、国の専門家の派遣要請手続きの確認、徹底等、要員確保体制の整備に努める。

5 避難収容活動体制の整備

県は、避難先の選定・調整の手順等を記した広域避難方針を適宜見直し、改定を行う。さらに、国の協力のもと、他都道府県との広域一時滞在に係る応援協定等を締結する等、体制整備に努める。

6 物資の備蓄・調達、供給活動

県は、初期に必要とされる食料その他の物資について、家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、他県、市町村との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備する。

また、県は、市に対して支援するため、県内市町村や他都道府県等からの調達及び広域調整の体制整備に努める。

7 緊急輸送活動の整備

県は、市、国及びその他関係機関と協力し、災害応急対策に必要な資機材について、複合災害時においても確実に搬送できるよう、緊急輸送道路の早期復旧等、搬送経路の確保に係る体制の整備に努める。

また、県は、ヘリコプター等空路も含めた輸送が行えるよう、防災関係機関と連携し、必要な体制の整備に努める。

第3節 災害応急対策

あわせて発生する災害の種類に応じ、一般対策計画及び地震対策計画で定める災害応急対策と組み合わせた対策を講じるものとし、その実施にあたっては、特に以下の点に留意する。

1 活動体制

各災害における災害対策本部設置基準のいずれかに該当する場合又は市民等の安全確保等のために市長が必要と認めた場合は、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

また、各災害の活動体制を組み合わせつつ、各災害の規模、態様に応じ、重複する事務を集約する等、応急対策活動の継続的な実施に必要となる最小限度の配備態勢をとる。

2 情報の収集・連絡

県は、複合災害時に、災害対策本部において、ライフライン事業者からのライフライン被災状況や、道路管理者、市等からの自然災害による避難経路及び避難施設に係る被災情報等を早急かつ的確に把握するとともに、市及びその他の防災関係機関と情報共有を図る。

なお、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている原子力防災ネットワークシステムや衛星携帯電話及び防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。

3 市民等への情報提供

市、県は、自然災害により、情報提供手段の喪失や、広報が伝わりにくくなること等が想定されるときは、防災行政無線のほか、広報車、CATV、避難所への広報紙掲載等、利用可能な様々な手段を用いた広報の回数増加等により、被災状況等に関する広報に努める。

4 応急対策要員の確保

あらかじめ整備、確認した他都道府県との協定、緊急消防援助隊派遣要請等の手続きにより、応急対策要員の確保を図る。

5 避難等の防護活動

市及び県は、複合災害時には、単独災害の場合に比べ情報と人的資源が不足した状況であっても、防護対策に関する意思決定を遅滞なく行い、防災関係機関と密接に連携し、避難等の防護活動を行う。

なお、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

(1) 避難等

市、県及びその他の防災関係機関は、収集した情報に基づき、道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替となる避難経路の確保を図る。

そのうえで、あらかじめ定めた避難計画に関わらず、代替となる安全な避難経路での避難誘導や代替避難施設の開設を行う。

また、市、県及びその他の防災関係機関は、道路崩壊等により自動車又は鉄道等を活用した陸路での避難が困難になった場合、ヘリ等による空路での搬送手段の調整を速やかに行う。

なお、広域避難が必要となる場合は、県が、市及びその他の防災関係機関等から収集した避難経路の状況や避難施設の安全状況を踏まえ、広域避難方針に基づき、国の協力のもと、避難先を調整し、決定する。

(2) 自衛隊への災害派遣要請

県は、避難手段確保のため、必要がある場合には、自衛隊へ災害派遣要請を行う。

6 防災設備・機材の損壊時の対応

(1) モニタリング設備

県は、自然災害によるモニタリングポストの損壊や通信機能寸断のため、モニタリングポストデータの収集ができなくなったときは、緊急時モニタリングマニュアルに基づく移動モニタリングルートの見直しを行い、可搬型測定器等によりモニタリングポストデータの補完を行う。

(2) 医療・救助・救急・消火活動用資機材

市及び県は、医療、救助・救急活動について、自然災害により、必要な要員又は資機材の不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合には、災害時相互応援協定等に基づき、必要な資機材を確保する。

7 緊急輸送活動

市、県は、収集した情報に基づき、道路の寸断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替となる輸送経路又は啓開作業による輸送経路の確保に努める。

また、県は、緊急輸送道路の確保のため必要がある場合には、自衛隊へ災害派遣要請を行うとともに、防災関係機関とヘリ輸送を含む輸送手段の調整を速やかに行う。

**大垣市地域防災計画
(原子力災害対策計画)**

令和7年7月

**発 行 大垣市防災会議
事務局 岐阜県大垣市危機管理部危機管理課
岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地
電 話 (0584) 47-7385**